

Title	室町以前邦人撰述論語孟子註釈書考(下)
Sub Title	
Author	阿部, 隆一 (Abe, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1964
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.3 (1964. 3) ,p.1- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000003-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（下）

阿部隆一

四 清原家講論語抄類（承前）

（又）種本 清原業忠講述論語抄

東洋文庫蔵大永七・八年釈彭叔守仙手写本十卷合三冊

今扉となっている本文共紙の元表紙に、「共五冊」という墨書が見えるが、改装して三冊に合本し、天地が少しく裁断されている。淡縹色表紙（二五×一九糎）。外題「論語鈔 上（中・下）」。扉には所収篇名を記す。表紙及び各冊の首尾に「善慧軒」なる黒印を捺す。故上田万年博士旧蔵本。字面高さ約廿二糎。每半葉十一行。経文を掲げ、二字下げて和文の注釈を記する。但し第十九後半以下は経文を録さない。次の書写奥書を有する。

〔第一冊末〕 論語第二終 大永八戊子二月朔於普門丈室書之瓢山人卅九齡／五十七丁

〔第二冊〕 論語抄第四終 大永八戊子二月十二於普門書之瓢山人三十九齡／四十八丁

〔先進十一末〕 大永八戊子春二月十九於普門丈室記焉瓢山人三十九齡

論語卷第六 大永七丁亥臘之廿六普門瓢山人書之卅八齡／四十九丁

〔第三冊末〕 論語抄終 大永八戊子王正二十二日於普門室書之瓢山人卅九齡廿一丁

また後表紙裏に、「元禄第六癸酉初秋十七日 守亮修補之」という識語が見える。

書写者の瓢山人とは東福寺の僧彭叔守仙で、瓢菴はその別号である。本書が書写された普門丈室というのは東福寺の塔頭たる普門院を指すのであろう。彭叔は岐陽の門系たる東福寺の自悦守懌に侍して童役を執り、長じて諸老宿に参じ、後に東福南禅の二寺を董し、出でて能登の崇寿寺、近江の慧雲寺にも住したが、東福寺山内に善慧軒を創して、退休し、弘治元年寂した。年六十六。居常学徒の爲めに、儒釈の諸書を講じ、抄物の著作が多い。

本書は引用文の殆どない、簡潔にして暢達な講述注釈である。前例と同じく、本書の朝聞道章から引用しよう。

子曰朝聞道夕死可矣

朝夕ハ近キニ取ル字ノマヽニ不^スレ可^ル見^ル天下今無道ニシテ道行ハルヽコトヲキカス道行ハルヽ事ヲキカハヤカテ死ストモ可ナリト云也如^キニ此注^ハハ是ナリ一説ニ聞トハ耳ニ聞ニハアラス心悟ノ位ヲキクヲ云也子貢夫子之言性与天道不可得而聞也ト云聞ノ字ナリ草木ハ下首禽獸ハ中首横行人ノミ全ク天ノ円ナルヲ上ニ地ノ方ナルヲ下ニ天地ノ徳ヲ備テ生レタリ草木ハ禽獸ノ如ニ飛行自在ナル事ヲ不^スレ得^ル禽獸ハ飛行自在ナリト云ヘトモ仁義ヲ弁智スル事ナシ天地ハ万物ノ父母トシテ皆産生セル中ニ人ヲ尊トス人ノ中ニ最靈妙ナルハ聖人也天地ト立テ参リ日月ヲ同スル位ナリ一タヒ忽ニ此道ヲ聞コトアラハ是可ナリト云也

本注を見て、読者は直に、それが、清原家講論語抄類の(イ)種本として既に紹介した(本集第二輯拙稿六九頁以下参

照) 大東急記念文庫蔵正平版単跋本に移写されてある清原業忠の講説のそれと全く同文なるのに気づかれるであろう。この如く、本書は業忠の門人中川子なるものが、業忠の講述を明広七年に記入した同本の書入とは密接な関係が見られる。即ち、本書と同本とを比較対照すれば、同本に記入された仮名抄の書入の十中八九までが本書に殆ど同文で見出される。彼の書入の仮名抄は清原業忠の講義たることを意味する「師講云」という冠称を標したものと標記のないものことから成るが、本書には講云とか師講という如き特記は一切附されていない。彼の本の書入仮名抄は論語の各章全部に亘っているわけではないから、外面の結果から言えば、その書入の大部分は各章全部の抄を含む本書から引用抄録した形になっている。

彼の本の書入中の師講と標記しない部分も業忠の講説と見て支障なく、少くも清原家の講義であることは上記の通りである。本書中の東急本の書入に見えない部分も全て、趣旨内容に於ては清原家講義の諸本と矛盾することなく一致し、特に所々文章も相互に類似する箇所も存する。本書の内容文体は一貫したものを有し、当時の抄物に往々見られる諸抄を綴録した如きものではない。大体に於て本書は平易な文章体であつて、講義を直接筆録した純粹の聞書体ではない。併し或る講師の講述になる聞書に手を入れて整頓した類と見なすべきである。本書はその内容上清原家の講義本の一つであるのは明かであるが、何人の講たるかは本書からは確証を求めることはできぬ。併し以上傍証の諸点から考察する時、本書が清原業忠の講述本なることを推定しても、否定すべき難点は殆ど生じない。

業忠は緇素の間に講筵を開くことが多く、特に禅僧では天隱・桃源等を始めとして当時の禅林の中には従学した者が極めて多い。本書は業忠の聞書として禅林の間に伝った一本に属し、前掲(回)種本天隱聞書とは異種の抄で、大東急記念文庫蔵の明広七年中川子書入本が基づいた聞書も、この彭叔守仙書写の原本も、共に祖を同じくする系統本と見

るべきであろう。本書と同種本を利用した抄物には他に次に紹介する「魚日津梁」がある。

以上紹介した十部は清原家明経博士の講説本と目されるもので、次に、直接清原家の抄ではないが、顕著に清家の影響の見られる論語抄を述べよう。

五 魚日津梁

天理図書館蔵〔室町〕書写本十卷六冊

改装、後補の茶褐色表紙（二六・五×一九・五糎）。左肩の題簽には本文よりかなり時代の下った筆跡で「魚日津梁 風（賦・比・興・雅・頌）」と題書し、別に、所収篇名を記した紺色の目録外題を中央に貼附する。本文料紙には全て裏打補修を施し、第一冊は上端が大部分欠損して失われておる。各冊首に、「冷泉府図書」「惺窩之印」「豊」等の印、第五冊にのみ印文不明の壺形朱印がある。即ち冷泉家に伝来した藤原惺窩の手沢本である。本書には別に徳富蘇峰が本書伝来の由来を記した卷子装の由緒書きが添えてある。本書は冷泉家から出て幕府閣老水野忠邦の手に渡り、後に石井氏積翠軒文庫に転じたもので、同文庫目録に著録されている。外題の「魚日」は「魯」の字を二分したもので、魯論語の意である。本文字面高さ約二四・五糎、每半葉十行。朱点朱引朱勾点が施してある。

大倉精神文化研究所蔵昭和七年影鈔本十卷六冊

右原本がまだ積翠軒文庫にあった当時、同研究所が薄葉紙に忠実に影写した副本である。

本書は詳細な論語抄で、巻頭は「魯論大意」と題し、論語の成立、編者、書名の字義、孔子の伝系について清原家

の説を踏襲して述べ、次に何晏の集解序を注釈した後に、本文の注解に入る。本文は経文を掲載せず、解釈すべき句の首二、三字を標記して、下に抄を記してある。本書は撰者自身の抄を一貫体系的に叙述した著述ではなく、各種の注釈書類からの引用抄録を以て綴輯した抄である。見本として前例に従って、朝聞道章から引用する。

○朝聞、新曰、道者事物当然之理、苟得聞之、則生順死安、無復遺恨矣、ハ齊氏曰子貢猶謂、性与天道不可得聞、必如曾子之唯、而後能聞爾ハ朝聞道云々、通考曰、道者人之所以為人之理也、朱氏所謂、一旦豁然貫通者也、苟無平日積累之歎〔勤カ〕必無一朝頓悟之妙、其所以為人之理、与禽獸草木同生死、可乎不可乎、ハ朝夕ハ、近ニ取ル、字ノマヽニ、不可見、天下今無道ニシテ、道行ハル事ヲ不聞、道行ルヽコトヲキカハ、ヤカテ死ストモ可也ト云也、如此注ハ是也、ハ一説聞トハ、耳ニ聞ニハアラス、心悟ノ位ヲ、キクヲ云也、子貢云、夫子之言、性与天道不可得而聞也、ト云、聞ノ字也、草木ハ下首、禽獸ハ中首、横行ス、唯人ノミ、全ク天ノ円ヲ上ニ地ノ方ヲ下ニ、天地ノ徳ヲ備テ、生レタリ、草木ハ、飛行自在ナル事ヲエス、禽獸ハ、飛行自在ナリト云ヘトモ、仁義ヲ弁知ル事ナシ、天地ハ、万物ノ父母トシテ、皆產生セル中ニ、人ヲ尊トス、人ノ中ニ、尤靈妙ナルハ、聖人也、天地ト立テ参リ、日月ト明ヲ同スル位也、一タヒ此道ヲ聞事アラハ、是可也ト云ソ

この如く、本書は、何晏注皇侃義疏邢昺正義の旧注と朱注並にその末疏類の新注を中心とし、その他の内外典から適宜節略した原文を抄録し、附するに仮名抄を以てしたものである。この仮名抄の部分は前掲の清原家講論語抄類の〔×〕種本に一致し、即ち筆者が清原業忠の講と推定する抄からの引用である。清家の抄本類は全て相当詳細に諸注を原文のまま引載しているが、あくまで仮名抄が中心で、その引用は著者の一貫せる講釈体系の下に採られた引証補助にとゞまる。しかるに本書の態度はそれとは異り、真名注仮名注を主客の別なく併せた和漢諸注の集輯であり、綴録で

ある。広く諸注を集録しようというのが編者の意図であったと見るべきであらう。従って当時論語の参考書として使用された、既に列挙した如き典籍はほぼ網羅して利用されている。

旧注の中で最も多く引かれるのは言うまでもなく義疏である。旧注と新注はほぼ相半ばして本書の中核をなすのは当然である。新注は朱注を中心とし、宋元程朱学派の説や他の経書、史記、前後漢書が多数引かれるが、それは清家同様、当時広く行われた論語精義・四書輯釈・四書章句大成・四書大全の類を使用した孫引であらう。他に韓愈の「論語筆解」の説はかなり多く挙げられている。特に興味を惹くのは、前に紹介した宋の無垢子張九成の「論語伝」が「張氏伝云」として夥しく原文を以て引載されていることである。その引用数は恐らく義疏・朱注に次ぎ、同書が佚書であるだけに、その全貌を察する重要な資料となり得る。その他の引用書としては説文・広雅・広韻・韻会・太平御覧・白虎通・文献通考・鶴林玉露・万花谷・東方朔神異経・揚子法言・孝子伝等で、また当時一般に愛読された三体詩・古文真宝等からの引言も見られる。併し本書の引用諸注文は主要点に於ては、清家抄のそのの範囲を出るものではない。

仮名抄の部分は、「講云」と標識するものとせざるものから成るが、そのいずれも、前記の引用から類推し得る如く、その大部分は清家講義本中の前掲(×)種本からの抄録から成り、それを適宜節録し、或は前後を割裂した所もある。中には(×)種本に見えずして、(ハ)種本正平版中の書入と合致するものもあり、他の清原家の講義本から採ったと思われる箇所も極めて僅かながら存する。要するに本書の仮名抄の部分は(×)種本を主として依用した清原業忠の講説と目すべきである。たゞ「或講云」と称するもの一条、「蘭坡云」「蘭坡講云」という蘭坡景菴の抄二条を挿入する。蘭坡について足利衍述氏は「雅久宿弥記によれば屢々士大夫の為に論語・大学・中庸等を講ぜり」(四五二頁)と言う。

本書について注目すべきは随所に仏典を多く引くことである。例えば一貫章に於て、「伝教法花長講云、一心三諦境、一心三觀智、一行一切行、恒修四三昧、長講法花経恒説一切経」と言うが如きである。仏語を以て儒意を明かし、仏典に比喻を借りるのは当時の常套手段と言いながら、本書の仏典の引証ぶりは、往々些か唐突牽強の感を与える。又、所々に「私謂」「私云」「私曰」「愚案」等と記して、本書の撰者が自ら記したと思われる漢文の補記が十数条見える。その多くは例証を和漢の故事を以て補うとか、仏意を以て解した感想の類で、特別重要な創意を含むものではない。仮名抄の部分にも特に私云という風に明示はしないが、著者が自ら記したと思われる補記が僅かながら存するようである。

本書の撰者が仏家の徒であることは、その仏典を豊富に援引し仏意仏語を以て解する所がある点から見ても、明瞭である。本書の成立年代は、本書の八佾篇夷狄之章の中に

法花経来于本朝、從推古九年至今朝永正八年辛未九百十三年也

という記事が見えるから、永正八年たることが判明する。天理図書館蔵の本写本は書写年代はほどその頃と見られ、その書写の様式から考えると、撰者の自筆稿本であろうか。

室町時代の抄物は先行の諸抄を承けて、それを抄録整理しながら、その上に自己の抄を加えて累積して行く、重層的な成立様式を示すものが多い。本書は以上の如く、和漢の諸注を集輯して詳細を尽し、複合的な累積抄の典型を示すものとしては、甚だ力めたりと評すべきである。併しもとく綴輯を意図して、自説の叙述を志したのではないと言いながら、諸説の単なる羅列に止ったのは、平板に流れて統なく、やや雑糅の感を免れ難い。

六 笑雲清三編論語抄

陽明文庫蔵〔室町〕書写本十卷十冊

茶褐色表紙（二一・五×一六・五糎）。外題は「論語抄」（第五冊は「魯論抄」）。字面高さ約一九・三糎。每半葉十行各行字数不等。注二字下げ。全卷に朱点・朱引を附し、經文及び引用の漢文には全て、詳細な訓点を加う。每冊、「近衛蔵」「陽明蔵」の朱印、後表紙裏に「花成院」の墨書あり。終尾に本書の成立を物語る左の奥書あり。

是書者、湖月老人所講也、前後二十／三席、始惠泉終方広、予僅聞万之一鈔之、／傍執 宜竹和尚聽書而贊

矣、曾參／魯參之嘲、傳説伝説之錯、不知聚幾州／鏡、鑄箇一愚鈔乎、／永正十一壬戌九月望 清三志

永正十一年は壬戌ではなく、甲戌である。次の三本も壬に作る。壬は甲の誤記か。

宮内庁書陵部蔵慶長五年書写本十卷五冊

青綠色艶出行成表紙（二九・五×二一・八糎）。外題「論語抄」。字面高さ約二六糎。每半葉十三行各行字数不等。朱筆を以て振仮名・訓点を附す。前記の奥書の次に、左の書写奥書を有する。

是ハ筆者之錯也
（維時文祿五年辛未仲冬上澣於正法山下養源院書焉）

當時慶長五年庚子小春廿六於海門山円福寺書之

京都大学文学部国語学研究室蔵〔近世初〕書写本十卷五冊

栗皮表紙（二六×一九・五糎）。外題「論語抄」（小口書も同じ）。每表紙に所收篇目を記す。字面高さ約二四・五糎。每半葉十行各行字数不等。朱点朱引を加え、經文及び引用漢文には墨筆にて訓点を附す。尾に前掲の清三の奥書

あり。

成簣堂文庫蔵〔室町〕書写本十卷（巻八以下欠）四冊

未見。「成簣堂善本書目」によれば、『巻首に本文と別筆にて「是書者湖月老人所講也 永正十一年壬戌九月望 清三志」の識語あり。』と。

本書は、上掲諸本の清三の奥書に見られる如く、笑雲清三が永正十一年に、その師湖月信鏡の講義を基礎とし、それに宜竹和尚（景徐周麟）の聞書を交えて編纂したものである。信鏡、字は湖月、別に篋庵、楠溪、豊阜とも号し、永正十四年鈞命を以て、東福寺に住し、幾もなく東福寺大慈院に靖退したが、晩に伊勢無量寿寺に住し、天文三年（二に二年と）寂す。師は常に学従の請に応じて、禅儒の諸典を授け、特に屢々古文真宝を講じ、自ら抄して叢林学徒の便を計った。周麟、字は景除、宜竹、半隱、対松、江左の諸号あり。明応四年相国寺に視篆し、翌年鹿苑寺に遷って僧祿司を領し、また相国寺に還って住し、永正十五年慈照院に寂す。年七十九。遺稿に翰林葫蘆集十七卷等あり。景除は学徳を以て五山叢林に聞え、程朱の学に通じた。その門人に一韓あり、一韓の門に笑雲が出た。笑雲、名は清三、時人称して三東堂と呼んだ。湖月信鏡に従学して、後にまた一韓に師事した。その編著に、古文真宝抄十卷、四河入海百卷等がある。特に、「四河入海」は、太岳周崇の翰苑遺芳、万里集九の天下白、一韓智翹の蕉雨余滴、瑞溪周鳳の脛説の四抄を合せ、自説も附して集纂した、東坡詩の抄で、室町時代抄物の代表作として著名である。

本書は経文を掲げ、大部分には先ずその章の要旨を示すに邢昺の正義の文を引用し、次にゾ・ナリ混用の仮名文を以て注釈を記し、次にその注解が基づいた諸注疏から原文のまゝ、かなり詳細に引用して附記し、必要に応じ、注と

標して、集解注・義疏中の難語等に対する解釈も下してある。經注疏文の訓点は極めて丁寧で、概ね清家点により、引用文にも殆ど訓点が附してある。前と同じく、朝問道章から引用して、その一端を見ることにしよう。

子曰朝聞道夕死可矣 言ハ人コトニ孔子ノ七十余国ヲアルカル、ヲヨイメニカアハウスラウトテアルカ

ル、ト思ソサテハナイソ堯舜文武ノ道ノヲコナハル、ト云事ヲ朝ニキイテアラハタニ死トモカウソサラウニハ我カ身ノタメニセ、クリアルクテハナイソ 一説ニ朝ニ道タニチツトナリトモヲコナハレテダニ有ラハタニハヲコナハレストモ可矣ト云ソ此義注ナイソ

疏、歎三世无道、故言設使朝聞三世有道、則夕死无恨、故云可矣、樂肇曰、道所以濟民聖人存身為行道也、濟民以道、非為濟身也（陽明文庫蔵本による）

本書は前記の如く、笑雲が湖月の講義の筆録を中心に、景除の聞書をも参照したのであるが、笑雲の他の抄の如く、一々出拠を記さないもので、どれが湖月の講か景除の説か審かでない。恐らく笑雲が自説をも加えて、湖月・景除の二師の講説を基礎として文章は自ら自由に綴って抄したものであろう。二師以外に、青松和尚（桂林徳昌）、万寿寺慕心和尚、仙書記の説をあげる所があり、特に仙書記の義を引くことが多い。その仮名抄は殆ど皇疏により、言わば皇疏の和訳の観を呈し、文章もやゝ清家の抄に類似し、全体として清原家の抄の影響を蒙ること甚だ顕著である。抄中にも「家（清家を指す）ノヨミソ」と云う如く、宛然清家の講義の口調を残している。併し、清家の外にも、中原家、天神の点（菅家）、小野侍中の説（関東足利学校の説等）も引いて、その異同について触れている。

要するに本書の注は、集解皇疏を主とし、それを邢昺の正義を以て補い、大体は旧注によるが、間々朱子の集註・精義・輯釈・四書章句大成・四書大全を引用して、新注を採用する所もある。併しその新注の折衷の程度は清家のそ

れに比し、遙に少く、それも宋学の注を思想的に摂取しようとするのではなく、その多くは単に章句字義の上で、旧注の意の足らざる所、或は一異説として旧注の訓詁を補助する意味で使用するのであって、清家の態度動機とは異つたものがあることに注意せねばならぬ。

本書は、訓点読み癖等にも詳細に言及し、故事逸話にも触れ、また助字や用字法の説明にも及び、博士家・五山緇流の各説を網羅し、明快平易な仮名抄と詳しい原文の引用とを交錯せしめ、しかも細碎煩雜の嫌厭感を与えしめず、甚だ要領を得た抄である。流石「四河入海」の著者たる抄物専門家の手腕に価する。併しながら、この抄の説明は委曲を尽して実に巧みではあるが、文章家の作詩作文用の参考書たるの域を脱せず、決して経学的思想的な態度に立つたものではない。清原家がとも角、新注の刺戟を受けて、経学的、即ち修己治人の実践的気風から読解しようとする徴兆を示しているのに比する時、隔然たる逕庭を感じざるを得ない。室町後期の五山禅林の風は、禅の本諦を忘れ、ひたすら詩文に耽り、それが再転して、創作よりは詩文の注釈の穿鑿に堕した。本書はかゝる雰囂氣の生んだ五山抄物家の言わばソツのない抄であると評すべきであろう。

七 論語大全

大東急記念文庫蔵〔江戸前期〕書写本十卷（卷一―欠）十九冊

艶出し茶褐色表紙（二八・五×二〇・三糎）。外題「論語大全_{学而}」。内題はない。本文料紙はやゝ厚手の淡茶色紙。每冊首に、「南葵文庫」「旧和歌山徳川氏蔵」の朱印を捺す。字面高さ約二二・五糎。每半葉十行、経文を全載し、注文は低一字。江戸前期頃の寄合書。

本書は何人の編になるかわからぬが、古・新注の引用を含んだ相当詳細な仮名抄である。併し本抄は撰者自身の講義や抄を主としたものと云うよりは、他の諸抄を輯録編纂したと言った方がよい。即ち複合的な構成を示す抄である。しかも全巻一貫して組成要素を同じくするのではなく、篇によって異るといふかなり複雑な様式をとっている。それが如何なる抄から構成されているかを検討してみよう。その前にその外形の体裁から言えば、経文を各句毎に全文を掲げ、次に注を附する。経文には返点のみにとどめた所と、詳細に送仮名を附する所もあって、必しも一定しない。その訓点は概ね清家点によっている。間々、点の異同について言及する所もかなり多い。例えば学而篇「君子不重則不威学則不固」について、「弊ハ当ナリアタルトヨム」の古点の外に、「一義ハ固此時ハ学問スレトモケイハクナレハ堅固義里ヲシラヌソ堅固ト天神ノ御点ニハヨムソ」と述べる。「一義ハ云々」は前掲の清家講抄類の(イ)種本からの引用であるが、但し「堅固ト天神の御点ニハヨムソ」の一句は同本を始め、他の清家の講抄本には見えず、本書が補記したものである。此は本書の撰者が清家に直接属さぬことを或る意味で暗示するものであろうか。経文に続いて、諸仮名抄を記し、或は疏の原文を先に記すこともあるが、原則として仮名抄の次に新古の注・疏や援証の原文を引載する。必要に応じ、その引用注文に対する和解が附してある。集解注のみは陽貨篇以下を除いては全巻を通じて全文を必ず掲げてある。

本書に会輯された諸抄、即ち本書の構成要素を分析検討する時、本書は次の四群に分たれる。即ち、学而第一より子罕第九に至る第一群、郷党第十と子路第十三より季氏第十六に至る第二群、先進第十一は本書に欠くので明かでないが、顔淵第十二の第三群、陽貨第十七より堯曰第廿に至る第四群である。この分類は本抄の骨子土台となる、言わば地の文が先行のどの抄に基づき主体をなしているかを目安の基準としたものである。本書は群毎にその主体の抄を異

にするという洵に変わった編輯を行っている。

第一群は卷頭は他の論語諸抄と同じく、孔子の伝系、論語の成立・字義、何晏序の講義である。この部分の仮名抄は、此と全く文章が合致する清家抄は該当するものを未だ見出さないが、實質上は悉く清家の講説を襲用している。学而第一より以下は、本書に明記してあるわけでないが、諸抄と比較する時、仮名抄の部分は殆どが、前に紹介した清原家講論語抄類の(ハ)種本(即ち東福寺靈雲院蔵本系)と、(イ)種本(即ち東山御文庫本系)との抄録から成立することが判明する。中には引用に際し、節略を加え、或は順序を前後顛倒せしめる所のあるのは言うまでもない。後者の(イ)種本は本書に於ては「或云」(或は「一義云」「一説云」という風に標記して引かれ、末に細字を以て「己上宗」或は「宗」という注記が附されている。但しこの「或云」「己上宗」と明記しないで、(イ)種本を引用する所もある。「宗」の注記は雍也篇の中途から「二」と変り、泰伯篇以下には「或云」の標記は依然として存するが、文末の「宗」或は「二」の注記はなくなる。たゞ憲問篇に一箇所「宗二」という注記が突然見出されるのみである。もっとも、既述の通り、(イ)種本と(ハ)種本とは密接な関係を有し、後者は大体前者を簡略化した形で、文章も概ね一致する所が多いから、本書に於てはどちらに基づく引用かが紛らわしいものも多々ある。(ハ)種本による引用には何等の注記標記も附されぬから、(ハ)種本が第一群に於ては言わば地の文と目すべきであろう。

以上二種本からの引用の外に、文尾に「己上三」或は単に「三」の細字の注記を有するものがある。此は(イ)・(ハ)種本が概略ナリ式の平易な文章体であるのに比し、ゾ式のやゝ俗語を交えた室町独特の例の仮名抄体である。この「三」の注記は「宗」のそれと同様に泰伯篇以下からは見えなくなる。この「宗」「三」の略号は何を意味するかは、後に言及するが、正確には明かにし難い。この外に全体から見れば、僅かであるが、散見する諸抄を拾えば本書全巻各群

を通じて現われ、後に行くにつれて多くなるのは、「徳云」「徳引」「徳講云」「徳ノ義ゾ」、「養雲按」「養按」「養謂」「養引」の如く標記された抄である。その他「或抄云」が十条近く、「講云」が数条、「幻雲曰」、「翠云」・「異抄云」が各一条、「私云」「私考」というのが所々見える。「或抄云」の引用は前掲の清原家講論語抄類の(×)種本(即ち、東洋文庫蔵彭叔守仙書写本系)と一致し、「講云」は同本或は(イ)種本、前掲の「魚日津梁」に引かれた「講云」とほぼ合致する。「翠云」は里仁篇一貫章の箇所存するが、此は本書は特に「翠云」と明記するが、(イ)種本のそれと全く同じである。「翠」は「環翠軒」の略号で、この軒名は業忠・宣賢共に使用したが、本書の「講云」は業忠のそれ、「翠」は恐らく宣賢を指しているであろう。「幻雲曰」は建仁寺の月舟寿桂を指す。これまで諸抄比較の実例として引いたのは全て里仁篇の朝聞道章からであったが、本書のその箇所は全て(イ)種本と全く同文で、それに集解の注文を附しただけであるから、述而篇子不語怪力乱神章から引こう。

子不語怪力乱神

此章ハ記ニ夫子為レ教不レ道ニ無益之事

孔安国曰怪怪異也

山ノ啼石踊茶碗ガウナトイヘル類ヲ怪異ト云

ニ

力謂若_ト真盪_レ舟鳥獲_ニ千鈞_ニ之属_ト

カトハ力ワサナリ寡カ大力ニテ陸地ニ舟ヲ、スコト水ニヤルカコトシ鳥獲カ千鈞ヲ挙ルト云ハ三万斤ナリ

乱_{トハ}謂_ニ臣弑_レ君子弑_レ父也

疏 惡逆為乱甚者ナリ

神謂_ニ鬼神之事_ニ也

徳云神ト云ハ熊野ノ神ハ徐福テアル伊勢ハ吳ノ太伯ナリ熱田ハ楊妃テアルナント、云コトヲハ不_レ言ソ神ハ無貌無体テアルモノソ

或无益於教也 疏解不語怪力神ノ三事也

怪力神ノ三人ヲヲシユルニ益ナキ程ニ不語ナリ

或所不忍言也惡逆ノコト乱ソカレヲハ
忍テ不言ナリ

疏解不言乱事也如此注ヲワケテミタソ怪力神ノ三ハ無益ニ教化ニホトニ不語ソ乱ハ不忍テ言ト云義トコ、ロエヘ
シ

一義ニ恠力ヲ一ツニシ乱神ヲ一ニシテ見ナリ力不由理恠力ナリ神不由正ハ乱神ナリ此ニハ邪路ヨリヲコルホトニ
教化ニ益ナシ故ニ不語ナリ

この引用箇所のように経文や集解注文の下に解を小字雙行に記してあるのは本書としてはやゝ異例で、普通は大字一行に写してある。右に引用した本章の注文の構成を分析すれば、経文の下の「此章ハ記云々」は邢昺正義よりの引用、経文以外の漢文はいずれも集解注、「山ノ啼云々」は末尾に「二」の細字注記が見え、また「一義ニ恠力ヲ云々」も、(イ)種本からの抄録、「カトハ力ヲサナリ云々」「怪力神ノ三云々」は(ハ)種本から、「徳云」は何人かわからぬが、徳の一字を有する人の講からの節録である。「疏」は皇侃疏を指す。他のゾ式の短文は所依の祖本を明かにせず、恐らく本書撰者の補記であろうが、その内容上は(ハ)種本と大同小異である。本章の如き比較的短い注文の中に、このように色々の構成分子を含むのは異例の方に属し、本書全体を通じ大体共通することではあるが、子罕篇までは特に、(ハ)種本を中心として、それを補うに(イ)種本を以て成る所が大部分で、この両抄が骨子となり、加えるに他の諸抄と、本書の編者自身の補記を附したと見るべきである。第一群に於ては集解の外には、新注を引くことが割合に少く、皇侃疏と刑昺正義の引用が間々見られる。全巻を通じ、冒頭の章指を述べるには、本書では皇疏より正義の方が多く援引

されておる。併し本書に引かれた新古諸注は、既に宣賢の「論語聽塵」等に引用されたものの中に含まれ、殆どその範圍を出ないと言つてよい。

顔淵篇第十二(先進篇は本書欠)のみを除く、郷党篇より季氏篇に至る第二群は第一群と形式体裁は同じく、また集解注を本注とし、清家講本の(ノ)種本・(イ)種本を仮名抄の中心と為している点では大体第一群と変りはない。併し、仮名抄の部に於ては(イ)・(ノ)種両書からの引用の部分と他の部分との比率は、前半に比し、後者が遙かに増加し、「徳云」「養云」の引用もやゝ多く且つ長文詳細になつて来るが、特に(イ)・(ノ)両種の抄に属さず、何の標記もない第一群に於ては末に「三」の注記のあつたと同様のゾ式の文体の抄の占める比率の増加が顕著である。その大部分は冒頭に「言ハ」の書出しに始まるか、疏の引用文の次に來ておる。上述の通り、この第二群に於ては「宗」「三」の注記が全然見られないので、このゾ式体の抄が果して前半の「三」と称されたものと同種に属するものか、全然別系なのか、或は本書撰者の筆にかゝる抄か推定なし得ない。他の引用として、本群に於て新に見出されるのは、「魯案」「魯考」、「一黙云」「一黙考」「黙私謂」の兩名である。後者は最初の二条は「一点」に作つてあり、他は全て黙に作る、一点と一黙は或は別人かも知れぬが、点は黙の訛であるまいか。郷党篇は他篇に比し、解注が概ね詳細で、特に正義・新注の原文を引くことが多く、「徳云」「養謂」の引用と相まって、集解・疏・正義・新注間の解の差異を述べること細密である。子路篇から第二群の例を引いて、(ノ)種本と対照させてみよう。(イ)種本を下段に引く。

仲弓為^{シテ}季氏宰^{ノト}問^フ政^{コトヲ}

(ノ)種本

此章言政在^レ季賢也言ハ仲弓季氏力費ト云在所ノ代官 仲弓為^レ季氏宰——仲弓季氏力、費ト云在所ノ、代官ト
ヲタノムホトニ孔子ニ政コトヲスヘキヤウヲ孔子ニ シテ、政ヲスヘキ、ヤウヲ、孔子ニ、問申ナリ

問ナリ

子曰先^{サキニ}有^シ司^シ

言ハ処ヲモツニハ官々職々ニマカセテ有司ヲ先ニシテ吾ト成敗ヲツヨクセヌカヨイソ有司カスタナラハ上カラ正サウソ

王爾曰言為政当先任有司而後責其事也

赦^{ユルシテ}ニ小過^ヲ

民間ニ小ノ過アラハ宥ユルスヘシ大ナル過ハ事ニ害

アルホトニ堅クイマシムヘシ^(マ)法無^レ民ソ

挙^{セヨ}ニ賢才^ヲ

賢トハ有徳ノ者ヲ云才トハ有能アル者ヲ云民ノ中ニ

賢徳才能アル者ヲハ上ヘ挙達申テ可用賢者ヲ申カ

クスハ蔽賢ノ者トテ小人ノシワサナリ

曰^イ焉^ソ知^テ賢才^ヲ而^シ挙^セ之^ヲ

言ハ吾ハ鈍ナホトニ才ノアルナイハ難知ソサルホ

トニアケニクイト申ソ

曰^ノ挙^ニ余^ヲ所知^ノ余^ノ所^レ不^レ知^レ人^ノ其^ノ舍^ヲ

子曰先有司——所領ノ、代官ヲ、モテ、政ヲ、セハ、旧

ヨリ、其在所ニ、官職^{ソク}属吏トテ、其々ヲ、ツカサトル者、アリ、其ヲ先シテ、其々ノ事ヲ、打任テ、ヲクヘシ、モトノ者ヲ、ノケテ、何事ヲモ、追所テ、スヘカ

ラス、役者ニ、任テヲイテ、若、先例ニ、チカフ事ア

ラハ、其所、セムヘキナリ、

赦小過——民間ニ、小トガ、アラハ、宥^{ナクメテ}ユルスヘシ

大ナル過ハ事ニ害アルホトニ、堅イマシムヘシ、小ナル過ハ事ニ害ナキホトニ、見、ユルスヘシ

挙賢トハ有徳者ヲ云：(以下上段に同じ)

曰焉知賢才——仲弓云、我、眼ハ、ナクシテ、何トシ

テ、賢才ヲハ、見ワケテ、挙用ヘキソト云

曰^ノ挙^ニ余^ヲ——孔子云先、ソチガ、知タル、ホトノ、賢才

ヲ、挙用ヘシ、賢才、用ルト聞ハ、汝カ、エ知ラス所

ノ、賢才ヲハ、人カ、挙達スヘシ、シカラハ、残者ハ、

有ヘカラスト云、

言ハ天下ノ耳目ヲ吾カ耳目トスルソ吾カ知タラウホ

トノ賢人ヲ挙レハ他人カ賢人コノミテアルト云テ人

カス、メウソ

本章は正義・(ハ)種本から各々一条を引き、他のゾ式の抄は前述の通り、如何なる抄に基づくか祖本を詳にしない。併しその多くはこゝに見る如く、趣旨に於て清家抄とさ程変る所がなく、文章も(イ)・(ハ)種本等に因依するものが多い。

第三群の顔淵篇の仮名抄の部分は、(イ)・(ハ)種本からの引用は全然なく、ゾ式文体の仮名抄を地の文として、「徳云」「養云」「魯案」「私云」の引用の附記から成る。このゾ式文体の抄は第一・二群のゾ式文体の抄と調子は大体類似しているが、果して同一類か否かは断定する由がない。

陽貨以下の第四群の仮名抄の部分は、第三群同様(イ)・(ハ)種本からの引用は見られず、「徳云」等の標記のある引用以外は全て、前に解説した、笑雲清三編論語抄からの抄録である。本群に「或云」と標記するもの二条あるが、二条とも、第一・二群と異り、(イ)種本からの引用ではない。本群に於ては、「徳」「養」「魯」「一黙」「私」と標記する抄の引用は他の群より特に多く、且つ詳細長文になっておる。原注疏の引用は第一群は集解注以外は少かったが、第二群以下は後に行くにつれて、皇疏・昺正義・集註・四書纂疏・黄氏日抄・大全等による新古両注その末疏の引証が豊富多様になり、他の論語諸抄に比して、正義の引用の多いのが目立つ。本群に於ては第三群までは必ず全文が掲載された集解の注文が省略されることが多く、引用原文は笑雲の抄のそれと合致するものが多いが、概して本書の方が多い。従って本書の特色は後半に於て寧ろ發揮されていると称してよい。

以上の本書の構成素材と輯纂様式の上から考えれば、本書は清原家の抄を中心として、他の諸抄を補することによ

つて、できる限り異説をも網羅しようと意図した跡が見える。清家抄を採らず、それに換えた清三の抄にせよ既述の通り、本質的には清家抄の範疇を出ないからである。本抄の言わば地の文の地位を占める清家抄や清三抄以外の抄は、多くは主体となる抄の解意を更に詳述し、一層徹底せしめるか、或は異説の意味で掲げている。「徳云」以下の標称のある引用の抄は、特に、集解注・皇疏・正義・新注間に於ける解義の差異点を指摘説明し、又は「魯考之正義本ニハ撫ヲ作無字書未考黙私謂斯本亦無ノ字ナリ作_レ撫本モアルカ」(微子篇長沮桀溺章)の如く、文字の異同に言及し、或は他の抄を更に追補訂正することが多いことに、その特色を有する。勿論これ等の抄は論点を此にのみ限っているわけではない。「徳云」の抄の中にはなかく味うべき巧みな解義を含むものがある。要するに此等の抄は新古注及びその疏類の比較講究に細かである。新注もかなり採用する所があるが、それに対する態度は、清原家が思想的に宋学としてそれを享受しようとする意識が芽ばえているのに比し、その意識は感ぜられず、こゝに於ては寧ろ新古両注に対して等しく、文字訓詁の攻究である。本書は当時の諸説を輯薈したという意味では、本書の外題に、それが原名であったか否かは別として、「論語大全」と署してあるのは、題し得て妙であると言うべきであろう。

本書の撰者・成立については明確に知り得ない。併し、本書の記事の中からそれを暗示する如きものを拾って、推測してみよう。本書の第一群に於て、「或云」と冠する(イ)種本からの引用文の尾には「宗」後には「二」、憲問篇に一箇所「宗二」の細字が附してあることは既に述べた。すればそれは「宗二」なる人名を意味し、「己上宗二」は、「或云」と冠して引載された抄は、「宗二」なる人から出所を得たという意味であろう。この「宗二」とは恐らく饅頭屋本節用集等で名高い林宗二ではあるまいか。宗二は我が国饅頭製造の始祖と言われる帰化人林浄円の後胤で、清原宣賢の門に学び、その手写にかゝる清原家を始め幾多の抄物類は今も宗二とゆかりの深い建仁寺両足院に現存する。儒

書のみならず、仏典や国書にも通じ、博洽を以て当時に鳴り、「源氏物語林逸抄」等の所謂る奈良伝授は国文学に於ても著名である。天正九年七月、寿八十三を以て卒した。本書の本文中には為政篇吾十有五章に「宗云天地万物ノ理カ五十二キワマリ此〔カ〕コスニ応スルニ依テ五十二シテ天命ヲ知ナリ五十ノ年ト云ソ」という引用が唯一条見える。此は(イ)種本の「五十二シテ、始テ天命ヲサトル、易ノ大演ノ数、五十アリ、此ニテ天地万物ノ理キハマレリ、此数ニ応スルニ依テ、五十二シテ、天命ヲ知ナリ、五十ヲ知命ノ年ト云也」を襲用したことは明白である。「或云」として引かれる(イ)種本は林宗二の撰ではなく、清原家の抄であるから、この「宗」を林宗二とするにもし間違なしとすれば、本書の編者は、清原家と親密な関係にあつた宗二が伝受し所持していた(イ)種本をその典拠書となし、「已上宗」の略号を附して出所を示したものであらう。

「宗」と並んで、清家抄に非ざるゾ式文体の抄に附された「三」は誰を指すのであらうか。「三」の一字を有する人では、外典の抄者に適わしい当時の人を求めれば、陽貨篇以降は清三の抄を基礎にするから、笑雲清三の名も浮ぶが、「三」と注記された抄の中で清三のそれと一致するものは一つも見出されないから、清三ではない。林宗二と關聯して、思い当るのは宗二と同族同世代人たる三閑齋林宗和の名である。宗和は内外典の篤学者でよく抄物を抄写したらしく、宗二と共同して書写した抄物が現に両足院に蔵される。「三体詩」に対する五山宿老の諸抄を集成輯録し、本書と性格を同じくした「三体詩絶句抄」六卷（古活字版、覆古活字整板本あり）はこの林宗和の編である。「已上宗」の注記が泰伯以下には見えないが、依然として「或云」として(イ)種本からの引用は季氏篇まで存続しているように、「已上三」の注記も共に泰伯以下からは省略されたと考へるならば、泰伯以下季氏までのゾ式文体の抄も、速断は嚴戒せねばならぬが、或は「已上三」に属する同類と考へられぬでもない。また、「已上三」と注記された中に、「養按」

(里仁篇君子懷德章)「徳云」(同不患無位章)の引用を含む所を見れば、養・徳等の抄も或る程度「己上三」と称される抄の中に既に輯録されていたらしい。両足院蔵「塩瀬家先祖系図」(林家は後に塩瀬家と名乗る)によれば、「天広宗和庵主」に、「広才・講説」の傍記が附してある如く、宗和は講説に名あり、かゝる抄の撰述には「三体詩絶句抄」を見てもわかる通り、最も適任者である。この「三」を林宗和と仮定するならば、宗和の抄が宗和自身の抄を併わせて諸抄を輯したものか、単なる宗和の手写本であったのかは別として、本書の撰者は宗二の所持本と宗和の本とを典拠書として利用したことになる。また八僧編「人而不仁如礼何人而不仁如樂何」について、

言は礼樂ハ昔カラアルニ仁カナクハ礼樂ハ何トセウソ仁ナウテハ礼樂ハヲコナワレマイソ 己上三 宗モ同
とあり、(イ)種本は

人トシテ、仁ノ心ナクンハ、礼樂ヲモ、エ行フマシキト云心也、此章ハ、季氏カ為ニ云ル也、季氏カ、王者ノ礼樂ヲ行事ハ、既ニ不仁也、不仁ナラハ、此礼樂ヲ、イカント云心也

と、(ハ)種本には

人トシテ、仁心ナクハ、礼ヲモ樂ヲモ、エ行フマシキト也

とあって、本書とは文章は違っている。趣旨解意が同じであるから「宗モ同」と云ったのか、それとも、宗二本には同文章が載っていたのであろうか。

本書に「翠云」の引用があり、それは宣賢を指すらしいとは既に述べた通りである。里仁篇三年無改章に、「此語ノ末ニ尚語カアリツヘシイソ若失錯シタリヤト宣賢^{ノタカノ}御申ケリ」とある。此は(イ)種本から採った引用で、この東山御文庫称光天皇宸翰本は、上記の通り(本誌二輯拙稿五九頁参照)、「良賢御申ケリ」と作る。本書では「良賢」が「宣

賢」に書きかえられている。従つて本書の成立は宣賢より後たることは明かである。本書に「幻雲曰」とあり、幻雲月舟寿桂は天文二年寂し、宣賢よりやゝ先輩らしいが、ほど同世代人である。従つて本書の成立年代は幻雲・宣賢より上に溯ることはできず、永正十一年笑雲清三編の論語抄を使用しているからその後ということになる。

「徳云」「養按」「魯按」「一黙考」と頻繁に引くが、それが何人を指すか、筆者は残念ながら確認するに至らない。たゞ本書の記事からその先後関係のみは指摘し得る。

養謂以上ノ徳ノ説以敬字沙汰ス專似坳新注也然レトモ疏ノ王弼ノ説亦同シソ（陽貨篇礼云礼云章）

徳謂論講ニモ此ノ遮掩ノ義ヲ用ルナリ（同六言六蔽章）

徳云注ノ心ハ何テマリ志ス人ハ隙ナイホトニ淫慾ニ心ノ起ルコト無ソ徒ニイレハ必ス悪念カラコルソ生淫慾ノ字ニヨツテ徳ノ講ハ今講スル分ソ淫慾トハ色ニフケリ淫貪ノヤウニ講セラレタソタシカニ二度ノ聞書ニ斯分ヲ記シタソ養謂正義ハキツカト女色ノヤウニハ見エヌソ慾シテ淫慾ト云字ハ姪ノ字ソ淫慾熾盛ナント、経ニアルソサレトモ淫ノ字ト姪ノ字トハカヨウ字ソサルホトニ淫ノ字テ置テ姪慾ノ心歟……（同飽食終日章）

という風に、養、即ち養雲は徳ノ講説を論弁している所がこの外にも他に存するから、徳の後輩である。右に引いた記事によつても、また「又徳ノ後講曰」等とあるから、徳は論語を二度講じ、その聞書があったらしい。文面からは養雲はその講筵に列つた如くにもとれる。郷党篇の「立不中門」を解するに、本書は「或抄云」として、前記の如く、清家抄類(×)種本、即ち筆者が清原業忠の講述と推定する抄を引用する。それに行を改めずにくつて、「養謂右ニ所引旧抄義雖如此疏曰……」と、同抄を検討しているから、養雲は業忠の抄を旧抄と云為する世代の人たることが判明する。

養按湯浩ヲ曰敢テ用ニ玄牡^ヲ告^{シテ}干上天神后^ニ請^ニ罪ヲ有夏^ニトアルソマタ湯誓ノ篇ニハ一向此辭ニ侶タモ無ソ 默亦
考尚書如上尚書卷第四湯誓第一仲虺之誥第二湯誥第三ト如レ此ノ次スルソ (堯曰篇堯曰章)

とあるから、默、即ち一黙は養雲の後輩である。既に引用した「魯考之正義本ニハ……默私謂斯本……」によれば、一黙はまた魯の後生である。魯と徳・養との先後関係は明かでないが、四人の中では一黙が最も後輩であることだけは判明する。微子篇長沮桀溺章に

曰鳥獸不可——言ハ孔子慨然々々此カナカキノ心ハ沮溺ヲサシテ畜トスト見ヘタソ又疏ノ心ハ山林ニ隠レテイ
ル者ハ鳥獸ト群シテイルソ本注ノ心モ如レ上ソカナカキノ義ト少シチカウソ默不審ノアヒタ記之

と、默はカナガキの解に不審を起している。此カナガキとはこの文の前に記載された清三の仮名抄を指している。従つて一黙は永正十一年の清三の論語抄成立後の人である。普通「私云」は「著者が云」の意で、此には単に「私云」と記すのと、著者の名を冠して記す、両様の用例がある。本書には単に「私云」と記す所が各所に散見される。徳・養・魯・默の四人の間では、默のみが右の引用文にある如く「默私謂」と云う。此は或る意味では一黙が本書の編者の如く受けとれもする口調である。併し、憲問篇不怨天章に、集解注の「聖人与天地合其徳」の次に、それを疏解する意味で、

一点記也易乾卦奥ノ九五ニ云夫レ大人者与ニ天人^ニ合ニ其徳^ヲ与ニ日月^ニ合ニ其明^ヲ与ニ四時^ニ合ニ其序^ヲ与鬼神合ニ其吉凶云々点私謂大人トハ九五ヲ云与ニ天地合ニ其徳覆天載地無レ私徳ヲ云也正義ニ引クトコロ此一点記スル語歟

と記す。此は「一黙」が始めて引用された箇所、「点」は「默」の訛らしいことは前記の通りである。正義には本注を疏して曰く、「此易乾卦文言文也合其徳者謂覆載也」と。こゝの意味は正義の文は默が私に謂つた「大人トハ……

私ノ徳云也」の語を指すのかと言っているわけである。「此一点記スル語歟」は一点自身が記したと解することもできるが、一点以外の第三者、即ち本書の撰者が記したと解することも可能である。前者の如く解すれば、本書の撰者を一黙に擬する可能性が生ずる。併し、文勢上からは後者の如く解する方が穩当の様に思われる。そうすれば、本書の撰者は一黙ではないということになる。単に「黙」と記さず、必ず「黙私云」の如く作るなら別であるが、「黙私」に作る所は僅かで、また単に「私云」と標する所が本書全卷に亘って存するのであるから、本書の撰者と思われるこの「私」と「黙」とを同一人と考えない方が自然であろう。本書に「私云」と標する記事中からは著者に関する推測の手がかりは何等得られない。「私云」の内容は主として主体となっている抄を補う簡単な句か、或は注・疏の文を更に解釈したものが多し。

「徳云」の徳の字を有する講者は、以上の引用文から察すると、二度論語を講じ、且つその抄の内容から考えるとその造詣は深かったように思える。この条件に該当する当時の外典の講師を探す時、祖溪徳濬、桂林徳昌の名に想到する。祖溪と桂林は共に建仁寺に視察し相互に交情あり、儒釈の書を講じた。併し、桂林は笑雲清三の論語抄に二条「青松和尚（桂林）ノ口伝」として引く所があり、桂林は外典の講師として名が高いから、こゝに言う「徳」は或は桂林徳昌の謂であるまいか。笑雲の抄にはその原文を引用せず、本書のその該当箇所には「徳云」の引用がないので、比照し得ないのは残念である。徳昌字は桂林、別に薺園青松松窩等の号を有し、夙に建仁寺に入つて内外の典籍を学習して、英俊を以て称せられ、雲慶一章の講席にも列し、後に建仁寺に視察すること十二夏、晩年同寺西來庵に退休し、讀書講説を樂んだ。常に天隱・祖溪と深く交り、清原業忠と交流があつた。著に「史学提要抄」あり、また古文真宝、三体詩等にも注したと云う。明応九年九月寂。笑雲の抄から察すれば桂林の論語抄があつたらしいが、今伝わらない。

本書の成立・撰者に關し、筆者の知り得る所は以上の程度である。筆者の推測を要約すれば、清家抄類の(イ)・(ハ)・(ヘ)種本を整理した林宗二本、林宋和本、笑雲の抄を中心として、桂林・養雲等の五山系の抄を参照し、それ等に私説を補して、整理纂輯したのが本書である。更に臆測を逞しくすれば、或る程度それを為したのが、林宗和で、現形本は後人がそれを更に増補したものではなからうか。本書は現在大東急文庫本の外所在を知らないが、将来幸に他の写本が発見され、比較すれば、新たな証拠が発見されるかもしれぬ。本書は笑雲の抄と共に、清家以外の五山衆の論語講究の実状を知る資料としては貴重な存在である。併し本書の内容は実質上は、笑雲の抄と同様、清家講抄の範圍外に出るものではない。

以上三部は五山衆の編、或は清家と近い人の編になり、いずれも清家抄と極めて類似し、言わゞ清家の圏内にある。次に多少清家の影響が認められても、一応清家の圏外にあると思われる論語抄の紹介に移りたい。

八 文明七年奥書論語抄

仁和寺藏〔室町後期〕書写本十卷五冊

濃縹色表紙(三〇×二二糎)。字面高さ約二四・五糎。每半葉經文八行各行一六字注小字雙行字数不等。朱点朱引を附し、經文には訓点仮名を比較的詳細に附してある。何晏序の次に、積・儒・道の生歿年、孔子の略伝(排韻・史記世家等を引く)等の抄録がある。巻尾に左の識語を有する。

趙普者、宋太祖開國功臣也、每決大事、啓閣觀書、乃論語也、時謂之趙普以半部論語治天下、夫微論語、太祖天下如何而已矣。微趙普仲尼聖教如何而已矣、金也、季在志学、從余学論語、唔呷上口、可聞矣、故書一本、而與

之、蓋趙普只半部尚輔政治、公今獲全篇、以且習誦、且熟思、而遂至無損之益、則何止手提仲尼日月哉、抑又於吾祖道、為頤神妙術、為換骨靈方者、必矣、然則儒積之教、豈二之也耶、公知之、文明七^乙未仲冬上浣題

東京教育大学附属図書館蔵〔室町末近世初〕書写本零本（存卷七—一〇）二冊

淡茶褐色表紙（二五×一八糎）。字面高さ約二〇・五糎。每半葉經文七行注文は經の各句の下に小字雙行。經文には訓点を附す。本写本のみ、他本と異って奥書の文明七年の識語の文末、年記の下に、「可恥々々、没蹤跡処」という他本に見えぬ八字がある。故林泰輔博士旧蔵。

東京教育大学附属図書館蔵〔室町後期〕書写本零本（存卷七・八）一冊

無地濃緑青色表紙（二七×二〇糎）。外題「論語抄」。字面高さ約二四糎。每半葉十二行各行字数不等。朱点朱引を施す。故林泰輔博士旧蔵。

東京教育大学附属図書館蔵〔室町末〕書写本零本（存卷十）一冊

改装、布目濃縹色表紙（二五・五×二二糎）。外題は中央に後世の筆で「論語抄」と墨書。今扉となっている本文共紙の元表紙には「論語自十九口廿終」と墨書す。墨筆単辺（二一・四×一八・一糎）無界十行。本写本には文明七年の識語が無く、他本に比し仮名抄の箇所漢字を使用することが比較的多い。故林泰輔博士旧蔵。

慶応義塾図書館蔵〔室町末近世初〕書写本十卷二冊

淡茶褐色墨流表紙（二八・二×二一・五糎）。その左肩に「論語鈔上（下）」（下冊にはその下に「人」の字あり）と墨書せる白紙題簽を貼る。両冊の扉（此が元表紙で、今のは江戸期の後補か）の左肩に「論語鈔上（下）」と題書。字面高さ約二四・五糎。每半葉本文の經文大字八行注文小字雙行各行字数不等。經文は初二、三字のみを録して、以下は

「々々」と略記し、清家点によるヲト点を附す。注文には朱筆句点句点朱引を施してある。筆跡は二手で、上冊と下冊陽貨第十七以下では同筆。文明七年の跋文を欠く。故橋本進吉博士旧蔵。何晏序の次に仁和寺本と同様の抄録がある。前に紹介せる慶応義塾図書館蔵「論語集解序鈔」や同蔵一条兼良の「大学童子訓」と裝潢用紙書写年代を同じくし、いずれも嘗ては同一者の架蔵なるべく、それは清原家の親縁者であったと思われる。

本写本には、里仁篇の初までは、欄外行間押紙に、甲種本の清原家の抄を移写記入してあることは、既に前に記した通りである（本集二輯拙稿五五頁参照）。

慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵〔室町後期〕書写本十卷二冊

後補黒地艶出行成表紙（二四×一九・八糎）、天地を少しく截ち、裏打補修が加えてある。巻首に「安田文庫」の朱印。字面高さ約二二糎。每半葉八行各行字数不等、仮名の注文は経文の各句の下に小字雙行。朱点朱引を施し、経文には訓点が付してある。何晏序の次に仁和寺本と同様の抄録がある。終尾は「子曰不教而殺謂之虐」の句の注の中途までで、以下、即ちほゞ一、二丁程が欠けている。従って本写本には文明七年の奥書が元来あったものか否か不明である。

成簀堂文庫蔵〔室町〕書写本十卷五冊

未見。本写本は、大正六年、上村閑堂の解題一冊を附し、「成簀堂叢書第十篇」として、民友社からオフセット影印を以て発行された。影印本によって解説すれば、每半葉七行、経文大字每行十五字、国字注文は経文の下に雙行小字に記して挟む。朱句点朱引を加え、経文には仁和寺本とほゞ同様の訓点をかなり丁寧に下してある。書写は全巻同筆ではなく、異筆を交える。何晏序の次に仁和寺本と同様の抄録を附する。末に前掲書と同文の文明七年の識語を有

する。

以上の諸写本の経文の訓点は夫々かなりの相違があり、書写者が夫々附したものとされる。国字解の注文にも亦助字その他にかなりの出入異同が見られ、仁和寺本と成簣堂本とは比較的一致している。成簣堂叢書の上村閑堂氏の解題によれば、図書寮蔵本として外題に「論語国字解」と題する文明七年奥書の本系統本の写本一冊の所在を記してあるが、現在書陵部には見当らない。

蓬左文庫蔵〔室町末〕書写論語集解附記本十卷五冊

代赭色表紙（二五・五×一七糎）。外題に「論語何晏集解共五」と。每巻初に目次を附す。字面高さ約廿一糎。每半葉九行各行十八字。経注文ともに字の大小を異にせず。朱句点朱引を附し、全巻に亘って訓点を加えてある。巻末識語に

安永三年^{甲午}春三月十一日晴曇於皇都堺街御門前時習齋与／芸州儒官堀淡淵正輔君弼以朱註論語校讐／尾張州処士神村信九郎忠貞篤卿

と。何晏序の次に釈・儒・道の生歿年孔子伝記等を抄録すること成簣堂本等と全く等しい

本写本は皇侃疏を一部竄入せしめた室町後期に現れた集解本の類であるが、集解注の次に圈で囲んだ「注」の字を標して本抄を附記してある。しかも珍とすべきは、この仮名抄を擬漢文体の真名文に改変して録してあることである。（その文例は後に掲げる引用文参照）。本抄の原形が仮名文であったか、真名文であったかは、従来紹介されなかったこの蓬左文庫本が存在する上は、一応検討の必要が生ずる。併しながら本抄の内容を考える時、やはり仮名文であったと見るのが自然で、蓬左文庫本は集解注に附加会萃する体裁上、真名文に改作した一種の変体と看做すべきである

う。

本書は集解注に基いて仮名書の解釈を下したもので、全て旧注によって、新注は一切とっていない。前と同じく、里仁篇朝聞道章から引用すれば

世ニ、道ナキコトヲ、歎ス、世ニ、ミチアルト云事ヲ、キカハ、ユウヘニ、シストモ、ウラミナキ心ナリ、聖人ノ身ヲ、全スルモ、道ヲ、コナ井タスケンタメナリ、我カタメニ、スルニ、アラス、(成簣堂本による)

④ 世無^ニ道^{コト}歎^ス、世有^ニ道^{コト}云事^ヲ聞^カ、夕^ヘ死^トモ、無^レ恨^キ心^ミ也、聖人全^ル身^ヲ、道^ヲ行^ヒ人^ヲ扶^タス、為^メ也、我^カ為^メ欲^ル非^ハス

真名本)

このように、殆ど集解の和文訳である。併し、集解の外に、皇侃の義疏を参照していることは、「委細ハ疏ニミヘタリ」「委細ハ疏ニ詳ナリ」とか、また義疏所引の異説の存する所には、それを紹介はしないが、「又一説アリ」と言及している所から推測することができる。即ち、皇疏を参照して、集解注を平易な言葉で翻訳して講述したと考えればよい。従って本書には此と言った特別な特徴や創見があるわけではない。併しその和解には、「有子曰其為人也孝悌而」(学而篇)の「為人」を「人トナルトハ、ヲトナシク、ナル心ナリ」と、「成人」の意と混同し(この解は後述の「論語私車」にも見ゆ)、「如不善而莫之違、不幾乎一言喪邦乎」(子路篇定公問章)を、「若又、キエル、トコロ、不善ナレトモ、ヲコナウ、トコロ、道ニ、タカウコト、ナキハ、国ヲ、ホロボスニ、チカキナリ、言行、サウヲウ、セザルナリ」と注するが如きは意味が不明瞭で読み違えである。また、「子貢曰夫子之文章可得而聞也、夫子之言性与天道云々」(公冶篇)を「性トハ、孔子ノ、ウケテ、ウマル、性ナリ」と述べ、「発憤忘食云々」(述而篇)を、「キキト

ヲリヲ、ハ、ユストハ、ミチ、ヲコナワレ、サルアキタ云」と解し、「曾子曰可以託六尺之孤云々」を、「是ハ、曾子カ、敬子ニ、ムカキテ、云言ナリ」と云う如きは、些か牽強な穿鑿に落ちたと稱すべきであろう。本書中にはかゝる曲解や誤釈が僅かながら所々に見受けられる。

本書は元來が童蒙の為に集解に基いて平易に講釈を述べたもので、深妙な解は求め難いとしても、清家の抄等に比べると、その学力には格段の差が看取され、読解力の点で未熟膚淺の評を与えざるを得ない。

本書の成立年代については、金某なる者に与えた跋文が文明七年と署する所からその下限を推定できる。併しその著者の何人なるかは本書には記す所がない。その著者については、本書を影印した成實堂叢書第十篇別冊の「論語抄解題」に於て閑堂上村觀光氏は、本書の跋文の内容を検討の結果、著者を天隱竜沢に擬して次の如く述べた。

その何人の記せし所たるを詳にし難く、僅かに此書が、金某の為に、書して与へたるものなることを、知り得べきのみ。然も幸にして、文中「於吾祖道、為頤神妙術、為換骨靈方者、必矣」の語ありて、疑もなく、五山僧徒の抄たることだけは、推測し得べきものあり。依て考ふるに、文明七年は、五山に於ては、此の前後、講義の最も流行したる時代にして、……(中略)

而して金の何人なるかは更に詳ならざるも、天隱の默雲稿に、

送_三禪金禪人赴_三大明国_一

秋風欲_レ晚勸_三離盃_二、万里南游志壯哉、一葉舟中天地濶、載_三扶桑_二去載_レ唐來、

の七絶一首あり、その禪人の称呼によりて觀るも、禪金の末だ壯年にして、少くとも天隱が、彼を門下生として遇したるを考へ得べく、かの識語中に、所謂金なる禪人は、思ふに此の禪金の青年時代、天隱に就学せし時、記

して興へしものに、あらざるなきか。而して天隱が、論語開講のことは、未だ記録の拠るべきものを発見せざるも、既に彼が清原常忠に就て、論語を聴きたることは、帝国図書館本論語抄によりて明らかならば、その後、彼れが又、随時門下生のために、経筵を催したることも、亦想像し得べきなり、於是、余は今次覆版の成篋堂本論語抄一部を以て、天隱竜沢の抄本と、認定せんと欲する者の一なり。(三十一—三十二頁)

この天隱竜沢説に対し、足利衍述氏は異を立てて、左の如く反証を加えた。

卷末に、文明七年仲冬某氏の識語あり。中に「金也、年在志学、從余学論語、唔呶上口可聞矣、故書一本而与之云々」とあり。此にて其由来は明なるも、「書一本而与之」とは、自ら此講義を著し自ら書して与ふといふ意か、自分の師匠或は自分の修習せる旧来の講義を筆写して与ふといふ意か、明了ならざれども、何れにしても、文明七年以前の講義たるは的確なり。然らば、何人の撰なるかといふに、故上村觀光氏は、天隱禪師の講義と推定され居るも、余は之に賛同すること能はず、何となれば、禪師は清原業忠の門人、業忠は古注を主として新注を折衷したることは、前に著録せる、禪師が筆記せる論語抄に示せるが如し。又禪師の天隱文集中、儒教に関する意見を見るに、程朱学に立脚せり。是に由て、論語にのみ、殊更に古注たる皇疏を墨守するといふことは、如何なる点より観るも、首肯する能はざればなり、故に、余は古注墨守の公卿か、僧徒の講義と推定す。只文献の徴すべきなく、其人を指定し得ぬを遺憾とするのみ。(八七一頁)

筆者は両説を吟味する時、足利氏の説に全く左袒せざるを得ない。外典は業忠の門に学び、五山文学の宿老として盛名が高く、内外典の講説に長じて開講虚日なく学徒の来る者日に市をなしたと称された天隱の抄として、本書の内容は既に指摘した通り、あまりに浅陋に過ぎるからである。本書を僧徒の講となすことは首肯し得るが、上村氏の云う如

く抄物の全盛期と称すべき文明年間の五山一般の学力水準に鑑みる時、上村氏の説の如く「五山僧徒の抄」と断定するの躊躇したい。また本書には、既に諸本を解題した如く、文明の跋文を有するものとそれを欠く写本との二種が伝わることを考える時、この跋文が果して原著者が自ら講義した際に金某に自ら書して与えた、元来あったものか、それとも本書の講者外の者がその転写本を金某に識して与えたものか、不明瞭とする足利氏の疑問はもつともである。

両説に対し大江文城氏は別に説を立て、本書の著者を次の如く想像した。

私も別に想像説を立てるならば、此は一枝翁の抄ではなからうかとおもふ。桂庵が文明八年筑紫に流寓の際、一枝翁は、孔孟の道德文章を肥後に唱へ、後進を誘掖し、その門下に、金禪人もしくは金典蔵と呼ばれる少年学徒のあつたことは、桂庵の「嶋隠集」上に見えてある。一枝翁の學術といひ、年時といひ、門下儒学崇尚の少年学徒の称呼といひ、余りにもよく似てゐるのである。肥後は、清原頼元垂教の地である。頼元は明経博士を領し、鎮西將軍に扈從し、肥後に留り、筑前三奈木で終つた人である。一枝翁は、頼元の余流を酌み、この書を抄し、且つ経書には明経家点に依拠して仮名点を施したものであるまいか。（「本邦四書訓点并に注解の史的研究」一一六頁）

桂庵玄樹の「島隠集」上には、一枝翁に贈れる詩三首が文明十三年の条に見える。一枝翁の伝は詳かでないが、桂庵の詩の序によれば、肥後に住し、詩作を能くし、孔孟の道を学び講じたことは、「月舟（月舟典論、桂庵にも学ぶ）頃随一枝翁、聞詩之道」「人若読書師孔孟、土寧軽命学孫呉」の語から察せられる。金禪人或は金典蔵は一枝翁の使者として桂庵のもとに來つてゐるから、一枝翁の門流であろう。此だけの資料から、本書の著者を一枝翁なる人と断定するのは、確に想像の域を出まい。併しこの一枝説にはあながち捨て難いものがある。本書の講述内容は五山系とい

うよりは、地方の林下に属する僧の如く思えるからである。「島隠集」から見ると、一枝翁は恐らく肥後桐瀬のあたりに住したらしく、桐瀬は「菊水城西桐瀬浜」（「島隠集」上、月舟典鑰還于肥之桐瀬、作詩一章）で、隈府菊池氏の領内である。室町中期は、菊池家には菊池為邦・重朝父子、老臣隈部忠直等の好学あり、その声名は中央にも聞えて、五山諸老の嘆美して止まなかった隈府城下儒学の黄金時代たりしことは周知の通りである。東洋文庫蔵両跋本正平版論語卷一には、「予、寛正五年^{庚申}六月十九日、於肥州庁、而考正之、但左方朱点、清家点也」なる識語を有し、鈔者を明かにしないが、建武四年の清原頼元の点を移すと共に、毎卷皇疏・正義・新注等が上層に書き入れられてある。かくの如く肥州菊池地方の儒典講学の由来は深く、恐らく同地に於ては論語の講筵が縉素の間に催されたことであろう。従って、菊池郡方面で、本書の如き抄が編されたとしても不思議ではない。併し此はあくまで想像の域を脱せず、本書の著者に関しては、今の所全く未詳と云う外ない。

九 論語私車

慶応義塾図書館蔵文禄五年書写本（卷一一以下欠）一冊

栗皮表紙（二三・五×一八・二糎）。本文と別筆で表紙の左肩に「論語私車 全」と、また下小口に「上論語抄」と墨書がある。表紙見返に、「白山中宮／経聞坊」という所有者識語があるが、此は後年の筆。卷頭内題に「論語私車」と題す。字面高さ約廿糎。毎半葉十二行廿五字内外。全一一四丁。小口書によれば本書は元来完本であったのであるが、今は郷党篇第十までで、以下の下巻を欠く。卷末に、本文と同筆の左の書写奥書を有する。

右之本書者円通寺玉雲和尚之本也／下呂湯治之刻為恩借写之

皆文祿五丙申年季春初四日書写之畢

慶長元〔別筆〕

百十五張有之

黒江五兵衛尉

南无光明天皇娑婆訶 五大力菩薩

卷末に「宝玲文庫」の朱印あり。

本書は、經文の首句二、三字を標して、下に俗語を交えた平易な言葉を以て講義を記した仮名抄である。冒頭に論語の編者成立、論語の字義、集解の注者について簡単な説明を加えてから、何晏序に対する逐語解は省いて、直に經本文に入る。冒頭の解説内容は殆ど清家のそれと同じである。朝聞道章の箇所を引用すれば

子曰朝聞——孔子嘆世无道云々言生テヨリ今日マテ世上ニ道アルコトヲ不聞也 然ルホトニ朝——夕——道ヲ聞クナ
ラハ夕死可也 朝聞——又朝聞^ニ道^ニ キカシメテミチラ
(マ) 言孔子我ハ道ヲヨク知タ世上人ニ朝ニ道ヲキカシメテ我ハ夕ニ死ストモ
可也不思死フカク思道也

と。このように、本書は集解に基づく講説であるが、殆ど皇疏によつた和訳と称すべく、新注を参照する所もあるが、それは極めて僅かである。必要に応じ注と標して、集解の注文に対しても、字義の注を附してある。清原家の抄物に比べると、実質上、さ程著しい本書独特の特徴とか特別の説というものは見当らない。室町時代の論語の抄は清原家を始めとして種本が大体が皇疏で、その和訳敷衍であるから、その注釈は結果から見れば、表現の詞章の差に止つて、本質には帰を一にして、五十歩百歩の態を呈するものも止むを得ぬかもしれぬ。それにしても本書が表現の上からも、

長い伝統を有する先行の清家の抄の影響を深く受け、その抄を参照している跡が顕著に看取される。読みの深さの点でも本書は清家の抄には遙かに劣ることを認めざるを得ない。本書の著者は後に言及する如く、中央の博士家の系列外の人と想像されるが、当時としては、かなり深い素養学力を有したことは本書から判断される。同じ清家外の抄でも、本書は前掲の文明七年跋文本に比すれば、造詣理解の点では遙かに優り、簡潔ではあるが、概して要を得た抄注である。

本書には清家の点法家説を引き、足利のそれと比較する所が多い。その例を少しくあげて、それを検討しよう。

(1) 子^{シノ、トウマク}曰 家〔清原〕ノ点也 子曰^{シノ、トウマク} 足利点也

(2) 鮮^{スクナシ} 矣^{アルコト} 仁 天神ノ点也菅家ノ点也矣字アルニカヘリ点ハ如何ソ注義ニハソムクソ此点モ日本ノ人コソシラネ唐

ハ本抛アルヘキ也

(3) 陳^{チン}質^{シツ} 床上ニ妻ヲ拜ス又陳^{ノベテユカラ}質^ス 拜^ヲ妻 但足利ニハ陳質ヲ人ノ名ニスルソ人ノ名ニテナシトハ外記殿ノ語也

(4) 三百篇ノ大意ハ一言ヲ以蔽之曰思無邪ノ三字ナリ 正シカラ^フンコトヲ思^フノ義也無邪則正也 詩ハ皆^フ勻律ニ叶也思^フハ平声ニナルホトニ思イト可読ト万里ノ読也 足利ニハ思エト読也

(5) 或人曰先進篇ニ先礼楽ニ進ムハ野人也孔子ハ先進ニシタカハント云タ先進ハ二代ノ風也質朴也此篇ノ義トハ違也 注ノ義ヲ破テ可見也從^{シタカウ} 此点ハ天神夢ニ小野侍中ニ託シテ云タ点也本注ニハ違也言孔子意モ先進篇ニ同意也茲モ

二代ノ質朴ヲ見事ト思エトモ今周二生レテ文華ノ時代ナレハ代ニツレテ了簡ナク空ク周二シタウ也

(6) 又説君子——无適可モナク无莫不可モナシ言只以天命為義也天道ノ理ヲヨク知タホトニ無可無不可也老子道ハ虚無ヲ為義仏道ハ空寂ヲ為本イツレニモ不滯也是即無適无莫ノ義也因果発無ノ義也 此章ヲハ清家ニハ不読ト云悪

ク意得ハ君子ガ立也タケヌソバエナル也

(7)子曰孟之反——サキカケ 殿シツハライ 殿シンガリ 足利ニハシツハライヲシンガリト云

本書には本書の著者については何等記す所がない。以上の引例から見れば、著者は清家・足利学校の両説に通じているようである。併し、清家の説とあげる所には、多少訛伝を含んでいる。例えば(6)は里仁篇の「君子之於天下也、無適也無莫也、義之比也」の箇所であるが、それに対する集解「言君子之於天下無適無莫、無所貪慕也、唯義之所在也」の廿二字の注文は、清家本皇疏本には存するが、正義本・唐本には無い。此の点につき、清家では「此注唐本、疏釈文等ニナシ、鄭玄注歟」(宣賢撰「論語聴塵」)、「コ、ノ注、疏ニモ正義ニモ陸徳明カ尺名ニモナイホトニ、家説ニハ見ヘケシニシテヲク也、鄭玄カ注チヤケナソ」(兩種本)とは言うが、本書に記すが如く、「此章ヲハ清家ニハ不讀」と断ずるのは誤聞である。この様な訛伝を所々記すのは、本書の著者は清家直伝ではなく、又聞きであることを物語るものである。前掲引用の(5)の説は、清家に於ては、当家の秘説となして紹介した通りである。しかるに、本書に於ては、天神が夢に小野侍中に託して教えた点とする。この読み方と解釈が果して清家の創意になるか否かの実否はともかくとして、足利学校の創立者と当時信ぜられた侍中小野篁の名を誇称するのは、本書の著者を推定する上に深い暗示を与える。(3)の本書に引かれた「陳質拜妻」は集解・皇疏にある句ではなく、孟子卷八離婁篇下の非礼之礼章の趙岐注にある「若礼而非礼陳質娶婦而長拜之也若義而非義藉交報仇是也」の句である。足利学校では「陳質」「藉交」を人名と見るが、清家では「質を陳べ」「交を藉り」と読むと本書は紹介している。この相違につき、後に紹介する、清原宣賢の講義の聞書と思われる「孟子抄」には、

注孫奭正義カ大様ナ物テ正義ヲ何トモセヌソ……其ニ仍テ悪クヨマル、人カ有タソ聞書モツタ人カ有ウ御ランセ

ラレイソ陳質ト人ノ名ニセラレタソ藉交ト云物カ人ノアタヲ報メンタソトカウヨマレタソ師説ニ申サレタソ……
是ハ正義テハ無イ師説ニ引レタソ蒙求ニアリ史記ヲ引タソ

と、「陳質」を人名と解する説を、足利学校の説とは明示していないが、以上のように批判している。

本書がこのように足利の説と称するものを述べるに、他に比して詳細で、足利にては「子曰」を「ノトウバク」と読むと自記する如く、本書に於ては、「子謂」をも「ノトウハク」と振仮名を附していること、清家の祕説をも小野侍中に附会せしめること等、彼此勘考すれば、本書の著者は足利家校の人、或は少くとも足利学校系に属することが推測できよう。本書には仏意仏語に比喻を借りて解する箇所が多く、著者が緇衣の徒たることを暗示している。足利学校の歴代の庠主は禅僧である。前掲引用の(4)に万里の説が見えるが、万里集九と阪東との交渉は深い。足利学校の講義は当時の儒学の正統派たる清原家の影響を深く蒙り、その抄物を絶えず参照していたらしいことは筆者が既に度々指摘した通りである。

本書の成立年代についても、確証はないが、万里集九の名が見えるから、応仁の乱後であり、本書の唯一の伝本たる慶応本が文禄五年の書写であるから、それを下限とすることは明かである。また本書中には当時の世相を示唆する如き記事を含んでいる。それを少しく拾えば、

節用——万端ニ及ヒ竹ニ上下ノ節ノアル如クニ節義ヲ可定也人々ノ分財ニ随テ諸事ヲコナウヘキナリイカニ当座分限アルト云テ民百姓ノ身ニテ天子諸侯ノハタラキヲハスマイ也分ニ随テスルカ用ヲ節スルチャソ大モ小モ一ツニスルハ用ヲ不節ノ義也富貴ナト云テヲコルヘカラス貴人チャト云テ賤者ノ上エリウンニノホルヘカラスソコヲ斟酌スルカ人ヲ愛スルチャソ（学而篇導千乗章）

節用の解釈としては必しも経の原意や集解注に忠実とは言えまいが、当時の下剋上の風を堅く戒め諷刺している。

又説即今周代モ末ニナルホトニ徳衰万事先代ニカワルソ古風ヲ守リ京ニアツテハ今ノ分ハ餓死スヘキホトニ奥ニ不媚シテ竈ニ媚テ衛ニ事ルト云下意ヲ以テ王孫賈孔子ニ問タ王孫賈当世カ、リヲハタライタソ(八佾篇王孫賈章)「与其媚於奥、寧媚於竈、何謂也」の解で、此とほど同様の解は清家の抄にも見える。戦国時代、中央の京都が全く衰微して公家文人等が地方の有力な武将を頼って都落ちをした事情を背景にしている。

ナマシイニ夷狄ニ君アルハ京ニ天子ナキニハヲトルソ天子ナケレトモ京ハ昔カラ礼義アルソ 日本ノ京モ公方モ官領モ留守ナレトモ町人ハカリシテイツモ京ヲモツソ(八佾篇夷狄之章)

戦国時代室町幕府の將軍が京都を出たり入ったりして地方に流離したことを示している。以上の記事から考え合せれば、本書の成立は信長が天下に覇を成さざる前、戦国時代後期になったものと推定すべきであろう。

現存の論語の抄が殆ど清家の系統に属し、清家外のそれは甚だ尠い。本書が足利学校の講説本たることが確証されるところならば、足利学校の論語鈔本は世に名が高いが、同校に於ける論語講義の実質内容を想察するに足る資料に乏しいだけに、本書はこの意味に於て極めて注目すべき論語抄と言わねばならぬ。

十 論語私集

慶応義塾図書館蔵〔室町末近世初間〕書写本十卷二冊

内曇表紙(二六・二×一九糎)、但し上巻の前表紙は上紙の鳥の子紙が剝落して下紙のみが残っている。下巻の前表紙には中央に「論語私集下」と題書し、両端上部の左と右に「山門東塔南谷浄教房／真如蔵百七十七罔」、同じく下端

の左と右に、「従良盛伝領注記実祐／良盛之」という墨書がある。下小口書に、「論語私上(下)」と。いずれも本文とは別筆。両冊の巻頭には表紙の「山門東塔云々」と同じ筆蹟を以て、「山門東塔南谷 浄教房 真如藏百七十七 罔」と署す。下冊巻尾に「論語抄終也」と。首に「高木家蔵」「安田文庫」の蔵印あり。即ち、叡山真如蔵、高木利太、安田善次郎旧蔵本。本文は天地に各々横一線を引いて、辺となし、界高二〇・九糎。上層には本文の解を補う標注を間々記してある。每半葉十一行各行字数不等。朱引朱勾点を施す。全巻に亘って改行なし。巻末に本文とは別筆で次の伝領識語が存する。

〔卷上〕 右両札者以恵光房良盛伝之畢／慶長十九^{甲寅}六月中六／叡山南谷実祐

〔卷下〕 右二冊者従恵光房良盛伝領之訖／慶長十九^{甲寅}林鐘中院／台南実祐

本書の初三丁は、論語の成立・字義・孔子の伝系・注釈書等についての論語の総轄的な解題にあてゝある。その中に、「詳ニ発題ニミヘタリ」「詳見ニ発題ニ」という所が二条あり、即ちこの解題は前に紹介した「論語発題」を参考としたことが判明し、事実その内容は「発題」の要点を簡約化して述べたものである。本文は経の各句の首二、三字を抽出して、和解を加え、その解釈は他の諸抄に比すれば簡略である。また「注」と標記して、集解の注文に対しても解釈を施す所もある。朝聞道章から引用すれば、

子曰朝——言^ハ今^ノ君^皆無^道 天下^先王^道不^レ行^{孔子} 激^イ 曰^朝天下^仁道^ヲコナ^ワル、聞^テタ^ニ死^{スト}モ可^也ト云^也

と。本書も集解本をテキストにした講義で、その解は殆ど皇疏に拠っている。たゞ二、三ヶ所であるが、新注を引く所があり、また性の字義等については、

鮮ト云^意人^皆生^下ノ時^受ニ本^善无^悪性^ニ出生^也一点^モ不^レ欠^与ニ聖^人同^也然^トモ物^欲ヒカ^レテ失^ニ本^之性^ニ故^云鮮^ト

来非_レ无_也陰陽相合_仁義五常_性具足スレトモ次第_失之不能_全故云_少 (学而篇巧言令色章)

と述べる如きは、別に新注を引いたわけではないが、その影響を受けた口調を示している。併し、かゝる所は全体から見れば極めて僅少で、本書の著者の新注に対する知識は、冒頭の解説に、「魏_代何晏注スル也、梁_代皇侃流作也、唐_代朱熹注也、宋_代刑_丙正義_也」と述べている所から察すれば、甚だ不正確貧弱である。本書の著者が果して自身「集註」の類に目を通したか否か疑わしい。かなり広く新注の解が一般に普及浸潤して来た余波を受けて、性・中・道の如き言葉に対しては、時代思潮が宋学風の表現を自ら一般に帯びしめるに至ったもので、本書の新注風の解も又聞きのと寧ろ解すべきではあるまいか。従つて、本書は新注の採用は意識的には殆どないと言つてよく、刑畏の正義は、特に各篇の始めにその篇の趣旨を述べるに際して使用されておる。

本書の特色の一のは毎篇の趣旨綱領の説明が比較的詳細なことである。先に皇疏或は正義を引用し、次に「私云」として、各篇間の順序・連絡について特に私見を開陳している。併し特に変わった創見といったものが別にあるわけではない。

この各篇の章指を特に重んずる態度動機は、室町後期以降足利学校本等の如き、博士家正本以外の論語古写本に往々見られる、集解本の各篇首に、篇の指旨を述べた皇疏の文を竄入せしめる学風と共通一致するものがある。本著者も亦皇疏竄入集解本のテキストを使用したものであろう。本文解釈中に、間々「私曰」或は「私云」「又一説」として、自見や異説を記す所がある。その中には、他に見られぬ特異の解や、或はやゝ著者の読み違えと思われるものが含まれておる。その例を少しくあげれば、

又一説貧ナレトモ心不_乏則物充滿_心ナシ虚—胸中_{一点}求モナシ守_処道充滿_人セハ_シキ中_{アツ}テモスコシモ

不_レ厭安泰也如_レ此有恒人難_レ見云_ニ（述而篇善人吾不得章、「亡而為有、虚而為盈、約而為泰、難乎有恒矣」の解）
子曰好_レ勇_一言富貴_ニ惡_ニ貧賤者_一則結句却貧賤者ウラミテ作_レ乱也又勇又力ヲコノム者貧賤ニシテ受用不_レ足却_レワレ
ト起_レ惡作_レ乱也（泰伯篇好勇疾貧章、集解・皇疏の解は、こゝの後者の「又」以下の解に当る。）
と云う如きは、經意に合わず、概ね牽強の解である。本書は訓点についてはかなり意を仏っており、「又点」として
異訓を紹介して、その訓読に即した解釈を記している。

本書の撰者成立年代については、何等記す所がなく不明である。積極的な推定は不可能であるが、以上の本書の内
容を検討した結果から、消極的な推察はやゝ可能である。本書の著者は清原家或はその門系に属する人に非ざること
は明かである。本書には、「言如_レ此中品道サへ不_レ能_レ学況聖仁者道ヲヤ雖_レ經_ニ阿僧祇劫_ニ難_レ悟也」（述而篇若聖与仁章、
公西華曰正唯弟子不能学也の解）の如く、仏語を使用することが比較的多い。また本書が公冶長篇子在陳曰帰与帰与、
吾党之小子云々の章の解に於て、その上層に、「私書也孔子掛_レ旅掛也故七十二ヶ国修行也在陳三年歟」（掛は卦の訛な
るべし）と標記してある。このように、本書が他の論語抄に比して有する一特色は、易占・星・方角等に対する説明
に經文の解釈には不必要な箇所にも附会の言を費すことが多いことである。著者が占筮術に関心が深く、その素
養を有したことは明瞭である。室町時代に占筮術の教授を以て天下に鳴ったのは足利学校である。敢て憶測を許すと
するならば、本書の著者は足利学校の伝流を汲んだ緇徒であろうか。

十一 論語俗解筆記

静嘉堂文庫蔵〔近世初〕書写本十卷四冊

改装、静嘉堂文庫の字を空押にせる栗皮色新補表紙(二六×一八・五糎)。内題も尾題もなく、題簽に「論語俗解筆記」と記してあるのは、静嘉堂文庫が改装の際に附した仮称であろう。単辺(二二・二×一六糎)無界、每半葉十行各行字数不等。朱点朱引を附す。書写者は卷五までと卷六以下とが別筆である。

経文は全載せず、且つ序には抄を附さず、直に経本文に入り、その起至の一、二字を標記して、その下に国字解を記す形式で、ゾ・ナリ混合の文体の仮名抄で、時に朱注を引くこともあるが、それは極めて稀である。「注」と標して、集解注の語の解を附する所もある。「私云」「私曰」として、講者の私説を述べることもかなり多い。本書の成立が果して室町末と断じてよいか、慶長以後になるか、その判定は極めて困難である。併し仮に近世初の成立にかゝるとしても、内容形式共に室町時代抄物の範疇内に入れてしかるべきで、近世初期から起った新学風に属するものではない。本書の解釈の例として、前と同じく朝聞道章から引用すれば、

子曰朝——矣トハ、孔子未タ天下有^ル道人ヲ見ヌ故エ、死スルノ日及^ブノ時ニモ、セメテ、道チ有^ルコトヲ聞テ、死ナバヤト、ネガイ云ウ也、縦ヒ、朝ニ聞イテ、其日ノ夕^ニベニ、死スルトモ、聞タヒト、ネガイ云ウ也、

と。此は明かに集解・義疏の解によっている。このように本書の抄の多くは集解・義疏の解釈を和訳した類であるが、中にはそれと違った独特の解釈を加えている所がある。里仁篇の「我未見好仁者悪不仁者、好仁者無以尚之、悪不仁者為仁矣、不使不仁者加乎其身」について、

我未——者トハ、見^テ人行^ハ仁好^レ仁者ヲタモ、不^レ見也、悪不——トハ、見^テ他人ノ不^レ仁^{ナル}者サヘニ不^レ見也、好仁——之トハ、悪^ム不^レ仁者、似^リ仁者ニ、而^レトモ、仁ヲ好^ム者ニハ、劣^ツタソ、故^ニ悪^ム不^レ仁者、好^レ仁者ト、一ツニハ尚^トフル事ナイゾ、悪——仁トハ、不^レ仁ヲ悪^ム者ヲハ、仁者トスル也、不^レ使——身トハ、仁ヲ好^ム者ニ、不

仁者ヲ、加エ近カセヌゾ、其故ハ、元ヨリノ仁者ニハ、雖^レ加^{ルト}不仁者^ヲ、可^レ不^ル變^セ、サテ不仁者ヲ惡ム者^ハ、雖^レ似^リ仁者^ニ、不仁者ヲ加エ添ル則ンハ、アヤウク、不仁者ウツル事アルベシ、故ニ云^レ余也、注言ハ惡——己トハ、不仁者ノ非儀ナルヲ見テ、我レニ加エ行ハヌゾ、是ヲ不仁者ヲ惡ムト云也、不如——也トハ、惡^ム不仁者ト、好^ム仁者トソ、少シ深淺アリ、故ニ好^ム仁者也、惡^ム不仁者ハ、加ヘ尚ル事ナカレ、而ラバ、好^ム仁者ハ、惡^ム不仁者ニハ、マシタゾ、好^ム仁者ハ、仁ヲ行ウ也、惡^ム不仁者ハ、仁ヲ行ウ事ハ見エス、只不仁ヲニクムバカリ也、

と解する。併し本書が「尚」の字を「タツトフ」と訓じ、「不使不仁者加乎其身」に対する撰者の解意は、穩当を欠き、従つて本章に於いて夫子が特に惡不仁者を推奨する意義を滅殺せしめることになる。本書に於てはこうした類が往々見出される。公冶長篇の「道不行、乘桴浮於海、從我者其由也与、子路聞之喜、子曰、由也好勇過我、無所取材」について、本書は

子曰道不行——与トハ、時代ノ無道ナルヲ歎キ述ル也、桴ハ、流レニ浮ベテ、沈マザル物也、故ニ浮ニ於海ト云也、言ロハ、周末ノ世無道ニシテ、乱鬪ナリ、孔子ノ道チ、不^ル行^レ也、イカヤウニモシテ、世ノ無道ニ、沈^ル淪^セヌヤウニ、其ノ波ニノラント云義也、桴ニ乗ル事ハ、少シモ、油断スレバ、水ヲ浪物ソ、(中略)子曰由也——材トハ、ケナゲダテヲスル事ハ、孔子超過セリ、雖^レ然ト、桴材木ヲ取ル処ロナキ者ソト、抑ユル也、言ハ、桴ハ波ニ隨イノル物也、世ノ不賞ヲモ、堪忍シ、世ノ忠賞ニモ、ホコラス、桴ニノルガ如クスルコソ、聖人ノ道ナレ、而ルニ、子路ハ、浮ニ於海從我——与トヲセラレタルヲ孔子ノ本意ヲシラス、只子路孔子ニ独リエラビ、從者トナラシム事ヲ喜フ也、材トハ、自身ヲ指ス也、世ノ無道ナリトモ、沈マヌシテ、君子ノ道ヲ失ハヌハ、只我ガ心ロニア^ルゾト云義也、子路此意ナシ、只偏ニ思イキリ、ケナゲナル斗ノ者也、注ニ子路——行トハ、孔子ノ意ヲ信シテ、

全く他義ヲカヘリ見ズ、以テ子路ガ——也トハ、微言トハ、乘——海是ヲ云也、子路此謂ノ意ヲ不_ル解也、一曰——望——トハ、傍ヲ見ズ、孔子ニ從ハント思イ切ツタルヲ云也、言唯——已也トハ、桴ノ材木ヲ取_ル事ハ、我カ心トヤヨ也、古——耳トハ、事〔古カ〕ノ時ハ、字少キニ依テ、材木ノ材ニモ哉ノ字ヲ書ル也

と注する。桴に乗りて海に浮ぶに對するこの解釈は他に類を見ない独自の解ではあるが、些か奇抜に過ぎる。本書の「私云」とか獨特の解釈は往々にして牽強附会にわたるものがある。里仁篇一貫章に於て、

曾子曰——而已トハ、忠ハ尽ニ忠信ニ義也、恕ハヲモンバカル也、我ガ心ヲモンバカリツ、シミヲ以テ、人ヲ度義也、孔子ノ道ハ、是レニ過タル事ナシ、故ニ用ニ忠恕ノ心也、以_テ己_レ心ニ測_ルニ万物也、万物之理皆可_シ窮_ル驗_ス、亦以_テ天道妙ニ云_レ之_ラ則_ンハ、吾道トハ〇是也、虚ノ位、太極也、心也、故ニ心ヲ虚ニセザル則_ンハ、万物ト心ト、相隔ツテ、天道自然ノ理遠也、一ヲ以テ貫ルトハ、〇是也、是レ中ノ字也、心ヲ虚ニスル則_ンハ、万物ニ中和シテ、偏_ルノ心ロナシ、物_ノ背カヌ故エ、中ト云也、中ハ当也、与_レ物不_レ背義也、故ニ、曾子吾道——貫ト云ウヲ、聞悟ツテ、以_テ忠恕ノ二字ヲ、解_ス之_ラ恕ハヲモンバカル也、如_レ心ト分_クル字也、以_テ吾心ニ、万物ヲ測_ル也、心ヲ虚ニスル則_ンハ、与_ニ万物、和セズト云事ナシ、故ニ夫子——而已ト云也

と言っているのは、一見新注の影響を受け、その術語を借用する如く思えるが、根本の解意は朱注の趣旨とは全く異り、虚を強調する。また子罕篇の顔淵喟然歎章に於て、

仰——堅トハ、之トハ道也、物雖_レ高、仰ギ見ル則_ンバ、見ユル物也、物雖_レ堅、若シ雖以テ、鑽則_ンバ、入也、於道弥高堅シ、道トハ、虚無ノ名也、虚無ハ、心ノ名也、故ニ、大極ハ、心ノ喻也、無相ニシテ、実体ナキガ故ニ、窮源スベカラス、孔子ハ是ヲ体トスル也、瞻之——後トハ、之トハ、道也、道ノ体処ヲ見ントスレバ、今日

前二見ル様ナレトモ、時ノ間ニタチマチ亦後ヘニ在リ、此道ノ体ハ、有^{ルニ}形似^テ、形^ナシ、形チナキガ如ニシテ、形チアリ、サレバ、心ハ、物ノ^クニ転スト雖、是レゾ、心ノ形チト云事ナシ、故ニ聖人ニ己レナシト云也、注ニ言^一也、忽^一ハ、ハヤキ貞也、見ントスレバ、ハヤ過ルノ意口也、道ハ、虚無ナル故形像ヲ定メ、名ツケラレヌゾ、顔淵孔子ノ道ヲ美ルト雖、吾ガ先ツ道体ニ合ウ事ヲ、述ブル也、

と、孔子の体は虚無にあることを主張する。このように本書は朱注よりは老莊虚無の道を所々に混説する。儒仏道を雑糅するのは、中世の風潮で、特にこの風は仏家に著しい。学而篇有子曰其為人章に於て、

孔子本釈迦ノ因地ノ時、儒童菩薩也、儒童ノ時ノ修却ヲ孔子ト再生シテ、今古エノ五戒ヲ反^カシテ、五常ヲ定ムル也、孔子世ニ出テ、五常ヲヒロメ政事ヲ、行ウモ、先ツ過去菩薩ノ、修行ヲ歴テ後ニ如此、是ヲ務^ムレ本云ニ、引テ講スル人モアリ、

と言っているのは、本書の著者が仏家であることを証せしめるものであろう。要するに本書は、室町末近世初の間、かなり一般に新注が湿潤した頃に、僧侶が行った講義の聞書と思われる。その講義内容は博士家の如き経書の専門家に非ざる当時一般の経書講読の水準を推知せしめ得る点に興味がある。

第二部 孟子

緒言

現在経書の一つに数えられる「孟子」は古くは諸子の中に列していた。漢の景帝の時、「孟子」を学官に立て博士

を置いたが、武帝の世に董仲舒の奏を容れて、伝記博士を罷め、五経博士のみを立てた際に、孟子博士も廢された。以後長く、「孟子」は朝廷の学官に立てられることなく、従って諸子の儒家に属して、経とは認められなかった。その間孟子は荀子と並んで儒家の尤なるものと目され、唐代には一部の学者が「孟子」を学科となさんことを請うたこともあったが、容れる所とならず、孟子は一般にさ程尊ばれず、寧ろ漢唐の間は、「孟子」に対する評価は褒貶相半ばした。従って漢書藝文志・隋書經籍志・旧唐書經籍志・新唐書藝文志はいずれも孟子を諸子の儒家部の中に分類する。既に唐代、宋学の先驅をなすと言われる韓退之は孟子を頗る尊崇したが、宋に至って漢代訓詁の学が一変して、所謂宋学の風が起ると共に、孟子は漸次学者の間に頗る注目された。宋の真宗が、孫奭に命じて「孟子」を校せしめて、「經典釈文」に漏れた「孟子」に対し新に「孟子音義」を刊行せしめたのは、宋代の朝廷に孟子が經書視され出したことを物語るものである。特に程子は孟子をその性理の哲学の典拠に据え、孟子を進めて論語に配し、礼記より大学中庸を表章して合せて四書と称し、朱子が此を承けて、性理の学を大成して、四書集註を作り、朱子の学が天下を風靡すると共に、孟子は亜聖と仰がれ、孟子に対する評価は定って經部に列するに至った。宋の陳振孫の「直齋書録解題」は書目として初めて孟子を經部に入れ、宋史藝文志以降、正史・書目の悉くが「孟子」を經部に収めるのを慣しとする。かくの如く「孟子」が論孟と並称され、広く四書の一つとして誦読されるに至ったのは、一に程朱学の影響のしからしめる所である。

我が国に孟子が何時渡来されたか明かでない。内野熊一郎博士は「日本古代（上古より平安初期）經書学の研究」（昭和卅年東京教育大学文学部紀要Ⅱ）に於て、我が国の古籍文書中に残存する經書經句を丹念に措集して、その事例の詳察の上から我が国上代の經書学の發端形成を追求された。博士は孟子についても、日本書紀から三条、十七条

憲法・勝曼経義疏・経国集中「主金蘭対策」・続日本紀光仁帝詔・三教指帰から各一条の句を拾って、それが孟子よりの引用乃至はその影響下にあることを指摘され、孟子の講読がその当時既に一行れたことを論ぜられた。併し博士が指摘した短句のみを以てしては、それが果して孟子からの直接の引用なるかは勿論、譲って孟子の間接の影響か否かの断定についても、未だ根拠に乏しいと評さねばならぬ。孟子が上代に将来されたと仮定しても、それが実際のどの程度講読されたかの事実については未定とすべきであろう。

孟子が確実に文献に記載を見るのは、「日本国見在書目録」で、「儒家」の部に「孟子十四齊卿孟軻撰趙岐注」と

二部が著録される。平安から鎌倉初に於て孟子を引用するのは、「倭名類聚鈔」「弘決外典鈔」「明文抄」等を挙げ得るにとどまり、また「通憲入道蔵書目録」には「新校孟子経白 二帖」と著録し、頗る寥々たるものである。孟子の古鈔本の現に遺存するものは全て室町以降に下り、平安・鎌倉に上るものは発見されない。佐々木信綱博士蔵の孟子の古筆切は平安書写であるが、それは最近発見された九条家旧蔵の平安鈔本「群書治要」より切られた断簡たることは太田晶二郎氏の考証された通りである（「日本学士院記要」第九卷第一号）。たゞその間、平安末の稀代の好学家藤原頼長が康治元年（二十三歳）孟子十四卷、孟子音義二卷を講読したことが、その「台記」康治二年九月卅日の録上に自記されている。此は上代・平安時代の我が国に於ける孟子読誦を示す極めて稀な事例で、注目すべきである。孟子十四卷は古く伝った趙岐注で、孟子音義二卷は上記の宋の孫奭の音義で、新渡来の宋板であったろう。頼長が孟子を読んだのは、その無類の好学の性癖から伝来の漢籍を片はしから読破しようとする意向に出たとも考えられるが、孟子の選択には、彼が大学中庸を重んじた事実と併せ考える時、早くも宋風の影響のしからしめた所と推せしめるものがある。

以上の点から見るならば、上代・平安・鎌倉中期の間には、孟子は我が国に於ては、読まれること極めて稀であつ

たと考えても、あながら過言ではない。当時一般に孟子の名が知られたとすれば、直接「孟子」の書からではなく、寧ろ、「蒙求」の孟母三遷や「史記」の列伝、或は「群書治要」に引載された孟子を通じてであつたらう。我が国で孟子が深く用いられなかつた理由を、孟子が易姓革命を是認し、民本主義を高唱する思想が、我が国体と相い容れないとする点に求める論が、孟子舶載の便船は海上で必ず難破するという伝説と共に、かなり広く伝わり信じられている。孟子舶載船遭難説が広まったのは江戸中期後らしく、桂川忠良の「桂林漫録」塚田大峯の「随意録」等が此を記し、それ等の根拠はみな、明末の謝肇淛の「五雜俎」地部卷四韃靼之獐獮条に見える。

倭奴之重儒書、信弘法、凡中国經書皆以三重価購之、独無孟子、云、有携其書往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也（我が寛文刊本はこの条を削除）

という記事に由来する。肇淛は明万曆廿年（文祿元年）の進士で、我が桃山・江戸初期に生榮した人である。肇淛はこの説の出所を記しておらぬから、支那に古くからそうした言い伝えがあつたのか、或は邦人に聞いたのか、その根拠は明らかでない。室町以前の我が文献にこうした説が記されていることは、筆者は寡聞にして知らない。後掲の宣賢の孟子抄等には、かゝる伝説があれば、他の例から見ても、必ず記す筈であるが、全然見当らず、また、孟子が我が国体に合わぬという意識は宣賢の孟子抄等に認められない。經書を進講する場合は、經文の中で、忌むべき箇所は御前で読まず、その箇所を家本に明記してある。それは殆ど死喪に関する事である。孟子の中で、禁忌の事項は喪事にかゝることのみで、湯武放伐論の如きは一向禁忌になっていない。五雜俎の記事は肇淛が仮に当時の邦人からの伝聞に基づくとすれば、その源は寧ろ孟子が我が国でかなり読まれ出した後に生じた反省所懐から出たのではあるまいか。江戸時代に入って、孟子が風行した頃徳川光圀はその大義名分論から、痛くこれを排撃した。我が国に古くは孟

子が流行しなかった理由を孟子自体の革命是認論に求める論は、孟子舶載船覆溺説を逆輸入してうけ入れ喧伝する意識と共に、古く上代中古時代にあった考ではなく、却って後に江戸時代に生じた大義名分論と尊王論の興起から醗酵された見識の反映である。我が国体と合ぬ孟子を古は拒否したと考えるのは、寧ろ江戸当時の感覚を古に移入し投影した結果で、それがそのまま現在に尾を曳いて定説となっているのである。

従って孟子が上代・中古に講読されなかったのは以上の如き思想上の理由に基づいたわけではなく、寧ろ平凡にして常識的な事情にあったのではあるまいか。古くから我が国の文化は大陸文化の動向に左右されること極めて多い。漢唐の間孟子は経部に列せず、学官に立てられず、さ程尊崇されたわけではない。その事情は我が国に反映して、勿論孟子は大学の教科に入らず、たゞ諸子儒家中の一書として、重要視されず、殆ど顧みられなかつたのが実状である。王朝時代は唐と同じく、文章道は盛んであったが、明経道は頗る振わず、経外の孟子にまで眼をさらすほど、儒道の研究は進んでいない。同じ文章の方面にしても、唐の白樂天の文集は平安時代盛行したが、樂天とほぼ同時代でありながら、孟子を尊崇した韓退之が我が国で注目され出したのは遙に下る鎌倉末で、その流行は南北朝室町時代である。杜甫・季白にしても平安時代は我が国では知られず、それを紹介して愛誦したのは五山の詩僧である。孟子の流行は我が国に於ても支那と同じく、宋学の影響滲透の結果である。従って我が国の孟子講読の歴史は實際は宋学の輸入に始まり、その享受と軌を一にすると言うべきである。

宋学の伝来、それに伴った孟子集註の将来が何時に始まったかは明かでなく、たゞ鎌倉時代の日・支禅僧の往来の間に伝わって来たものである。嘉禎元年（一二三六）入宋、仁治二年（一二四一）帰朝し、後に東福寺の開山となつた円爾禅師は内外の典籍数千卷を将来し、寂する年の弘安三年病中自ら筆を執って、「三教典籍目録」を編し、請

来本を東福寺内普門院の書庫に収めた。禪師の弘安の目録は伝わらないが、幸にそれを基礎として、大道一以禪師が文和二年頃に自ら編し草した「普門院経論章疏語録儒書等目録」は東福寺に今も伝わる。同目録には円爾本後の増加書も含むが、大体「三教典籍目録」をそのままに写したと思われる大道自筆の部分には、「孟子精義三冊」「晦菴集注孟子三冊」と見える。円爾将来本の中には朱子の孟子精義・孟子集註が含まれていたのである。此が我が記録上に現れた孟子集註の初見のようである。鎌倉時代は宋学が伝って、未だ日が浅く、孟子が広く読まれた形跡はない。鎌倉末に及んで、孟子を閲読表彰したのは、花園上皇と虎関禪師である。

花園上皇は宸記の元亨元年三月廿四日の条に

此間見孟子、此書指無説歟、仍不及伝授、只所見也、其旨誠美、仲尼之道委見于此書歟、尽人之心性、明道之精微、不可如此書、可畏後世必可翫此文者歟、

と、孟子の価値を高く重ずると共にその将来の流行を予見し給うた。同じ頃、虎関は孟子を反覆精読した。此は恐らく虎関が愛読した韓退之の影響も与ったことであろう。虎関は「済北集」卷十九通衡之四に於て、孟子を「尊孔道者、無若孟軻」、「嗚呼孟子可謂善教者矣乎……大賢之教、救世思君者如孟子者鮮矣、為人師者、可不為執軌格乎」と讚美するが、同書卷十五「瞽瞍殺人論」等に於ては、孟子が弁に任せて激する所があつて、論の未だ尽さざる所ありと批評している。

南北朝に入つて、孟子の講読は漸次普及して行つたらしい。義堂の「空華日工集」に「上杉親衛来話、京師応蔵主講孟子書、俗多就而聴之」(応安二年五月七日条)の記事は注目すべく、応蔵主とは、中巖と詩文の誉れを斉うした東福寺の夢巖祖応と推定されている。禪師は平生好んで孟子を誦し、「瞽瞍殺人論」の文を属して、虎関の論を駁し

て、孟子の為に弁じた。その著「早霖集」の詩文には孟子の影響が甚だ濃厚で、足利衍述氏曰く「夢巖は首に当時のみならず、鎌倉室町二代を通じて唯一の孟子学者たるの観あり」(二四九頁)と。「空華日工集」によれば、義堂周信が足利義満に治世の道を教えるに度々孟子を以てし、義満の孟子中の疑問に答えるに、倪士毅の四書輯釈を引いて説明した話の有名なのは、上記の通りである。鎌倉・南北朝・室町間の禅林公卿の間に於ける孟子講読の状況の一般については、既に足利衍述氏・芳賀幸四郎氏の論(「東山文化の研究」・「中世禅林の学問および文学に関する研究」)等が此を明かにしておられるから、こゝに省略する。

以上の夢巖の孟子講義の聞書、四書集註に新点を附して講筵を開いたと伝える岐陽禅師の点本・注釈類も今何等伝っていない。南北朝以降我が読書人の間に孟子に対する熱意の昂まって来たことは、その頃「音注孟子」十四巻が我が国で初めて刊行されたのを以て証することができる。この旧刊本は刊記を刻していないので、明確な刊年・刊地・刊者等を明かにし得ぬが、版式から見て、南北朝の板で、遅くとも室町初を下らざるものと推定できる。宋版の覆刻で、趙岐注に孫氏音義(一部省略)と書中の類似せる句法を引照指示せる互注を附したもので、その原本は宋元間に流行した科挙の受験参考書たる纂図互注の坊刻本である。この刊本の卷之四の卷頭題下に存する雙行の注文十七字の一条のみは朱注の竄入である。この竄入はこの旧刊本が新に増入せる所か、その原本に既にそうあったのか、この原本と目すべき宋本の発見されない現在明かにし難い。いずれにせよ、本書は新旧再注が併読された頃の状況を示すものである。上記の花園上皇を始め、虎関・夢巖等が孟子のテキストとして趙注本朱注本のいずれを当時使用したかは明かでない。勿論朱注本のみを依用した人もあらうが、当時一般には旧来の伝習によってテキストとしては古来より伝った趙注本を多く用い、新渡の朱注本を併せて参照したのではあるまいか。孟子集註が選ばれず、趙本の音注孟

子が刊行されたのはかゝる当時の大勢を物語るもので、音注孟子旧刊本の現存本の書陵部・大東急記念文庫蔵本等が集註・正義よりの室町期の書入で満紙埋まっているのは、朱注併読の事情を示すものと思われる。

朱子の孟子集註講読の跡を確実に示す最古の現存伝本は宮内庁書陵部蔵天授五・六年本奥書書写本十四卷七冊である。従来この本を諸家がその奥書を書写奥書と見なして、天授年間の書写となしたが、筆者の見るところでは、遙かに時代の下った室町後期の移写にかゝる。本写本については筆者は既に本集第一輯の拙稿「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について」に於て考証を加えたから、その要を採って記すこととする。各冊末の奥書によれば、本鈔本の祖本は、天授五年（一三七九）六月から翌年正月にかけ、大和柴山の行在所に於て、唐本を以て書写校合を終え、更に弘和元年（一三八一）花山院右大将の点を移したと云うのである。この花山院右大将とは吉野朝の柱石で、南北朝合體後は明魏耕雲と号して、世を隠れたが、なお一代の碩学歌壇の重鎮と仰がれた花山院長親である。この本には経文には全てヲコト点訓点を附するが、注文のヲコト点訓点は第三冊で止り、第三冊まで存した「弘和元年移花山院右大将点了」の奥書は第四冊以下には見えないから、長親の点は第四冊以下には及ばなかったのである。なお長親は晩年の応永廿年に等持寺に於て、將軍足利義持等に孟子を講義したことが、「満濟准公日記」の四月廿九日・五月四日の条に見え、やはり晩年の著である歌論の「耕雲口伝」には孟子を引いている。

初め禅僧の間に行われた宋学の講究と孟子の誦読は明経博士の家学にも刺戟を与えずにはおかなかった。従来朝廷施行の経書ではなかった孟子を採り上げたのは、いち早く宋学を家学に摂取した清原家である。清家に於て、孟子を研究したのは誰であり、何時頃か、また清家に限らず、博士家には古くから趙注孟子に対する点本が伝っていたか否かも詳かでない。孟子を研鑽して点を加えたことの明かなのは、南北朝室町初にかけての清原良賢である。清原宣賢

の手写本趙注孟子に引かれた「孟子篇叙」の後に添えられた良賢の奥書には、

孟子篇叙人之本無之仍先達等未加点又不読之余至徳三歳講談之次以僻案加点本經点多以違義理之間又以改正之

而已 藏氷軒文翁良賢

とある。孟子趙岐注は、卷初に題辭があり、注文には各章末に章指が附され、卷末に篇叙を有する。十三經注疏に収められた、偽孫奭疏（正義）は章指と篇叙を削除したので、宋以後の趙岐本は旧形を失った。我が国の伝本は唐初の旧形を伝えた善本で、清家はそれを家本となした。前記の我が旧刊本の原本は宋版であるが、章指を有するが篇叙を欠き、我が旧鈔本系とは少しく文字の出入が存する。良賢の奥書によれば、孟子には清家本を指すのか否かは不明であるが、既に加点本があったらしく、また本によっては篇叙を欠き、篇叙は読まれていないので、至徳三年講義のついでに点を加え、且つ本經の点も従来のは誤りが多いので、改正を施したというのである。この良賢の点本は伝わらないが、業忠へ、業忠からその謫男宗賢へ、宗賢から宣賢に伝えた清家本が現存し、その点の基礎は良賢の加点と思われる。

良賢が至徳三年（一三八六）孟子の講義を行ったことは右の奥書に自記する所であるが、「康富記」には、応永廿四年（一四一七）八月七日、同廿七年十二月十一日の条に良賢の孟子談義が開れたことを記している。同廿七年八月廿六日の条に「詣高倉少納言殿等、又於南庵有孟子談義^{第一}」と見えるのは、良賢のそれではなく、少納言に任せられたばかりの宗業を指すものであろう。中原康富はその日記「康富記」中に自ら孟子を諸所で講じた様を細かに記しているが、その多きこと枚挙の煩に耐えぬ程である。それは康富自身の好みによったことがあるかもしれぬが、室町時代に入ると、孟子が四書の一つとして、孝経・論語・学庸と並んで、公卿僧侶には広く經書中の必読書たるの地位を確

立して来たことを物語るものである。清原業忠が孟子を講じたことは、「康富記」の文安元年七月十九日の条に見え、享徳二年（一四五三）十月廿六日「参左京亮亭若公御方、給事中孟子端被講釈申之、聴聞了」というのは、業忠の講を指すものと思われる。同書文安五年（一四四八）六月廿三日の条に「禁裡御読義再興、孟子十一也云々」と見えるのは、朝廷に於て孟子の講読の行われたことが知られ、時の講師は慣習上明経博士の業忠が勤めたものと思われる。此は「看聞御記」永享六年三月十七日の条に、孟子を卷九まで業忠が進講した記事が見えるが、その再興という意味であろうか。業忠は後花園・後土御門二朝に侍講し、後花園天皇に対しては四書五経の全部を進講し、將軍足利義勝・義政に孝経四書等を講じたことは「建内記」（嘉吉三年三月十日条）「臥雲日件録」（文安四年三月六日条）「康富記」（嘉吉二年正月六日条等）に記されている。この如く業忠は朝廷幕府のみならず、僧侶に対しても孟子を講じたことは、太極蔵主は業忠に孟子を学んだことをその日記「碧山日録」長祿三年二月十三日の条に述べている。良賢・業忠の孟子講義の聞書は伝存本を聞かぬが、その聞書のあつたらしいことは、前の宣賢の「孟子抄」からの引用（三六頁参照）からも想像される。また「鹿苑日録」（明応八年六月七日条）によれば、景徐周麟はその斎春文庫に孟子抄を蔵したと伝える。景徐は業忠と往来して親しかった瑞溪に師事し、時代から云って、その孟子抄とは業忠の抄ではあるまいか。良賢・業忠の孟子講義の内容は今知ることができないが、その論語抄から考えても、テキストは趙注本を用いながら、その解釈の多くは寧ろ朱注によつたものが多く、後に述べる宣賢に集成された清家の孟子抄の骨子と基礎は業忠の時に既に形成されていたこと、と思われる。

やゝ時代が下るが、文明十二年五月から七月にかけて、「大学童子訓」の名著をもつた一条兼良が随心院坊に於て、孟子を講じ、近衛政家鷹司政平等が聴講したことが、「後法興院政家記」に見える。此は兼良薨去の前年である。

明応三年（一四九四）には、当時度々禁裡に於て經書を講じた聖壽寺の一勤（伝未詳）が召されて孟子を談義せしめられたことが、「御湯殿上日記」に見える。初め禅僧の間で多く講ぜられた孟子は、清原家が家学の中に収めて、此が講筵を開いて以来、孟子のオーソドックスの地位は他の經書に於けると同様に、清家が占めるに至り、清家のみならず、従来の我が孟子学を集大成したのは清原宣賢で、子孫相継いで宣賢の抄を講じて、近世初期慶長年間に及ぶまで、その大宗の地位を失わなかった。

孟子の古鈔本は他の經書に比し、我が国に於てはその講読の歴史が浅かったためか、また孟子が室町時代に入つて盛行したといつても、論語・孝經等に比すれば、その普及誦読の率は問題ではなかったので、その伝存本は比較的尠い。その多くは清家本で、他に注目すべきは紀伝点が付されてある芳卿光隣の手沢本であつた本文庫蔵本、足利学校蔵正義本、前掲の天授奥書孟子集註本である。清家本はいずれも宣賢手写本かその移写に属する趙注本で、二系統に分れる。一は宣賢が累家の秘本を以て書写し、朱墨を加え、文龜三年（一五〇三）父の入道常益（清原宗賢）が家の証本たることの証明を与えた本で、宣賢自筆本は伝わらぬが、その転写本には伊藤有不為斎旧蔵天理図書館蔵天正十九・廿年書写本等が存する。此は我が国に古く伝つた古鈔本の旧形を伝え、点は良賢以来の清家の点そのまゝである。他は京都大学附属図書館蔵宣賢手写手点本で、各巻ほゞ同文の奥書を有し、卷十四の奥書のみをかゞげれば

永正九年十一月九日 親王御方御文字讀以他本奉授之今日全部令終其功給者也 宣賢

以摺本書写之加朱墨訖 少納言清原（花押）

永正十四年十月二日 於親王御方講尺申了 宣賢

同十月廿一日申終者也

以他本三ヶ度講説了 宣賢

若州小浜

天文元年八月八日九日於栖雲寺竹田舎弟講之了

天文十六年三月廿六日廿八日於越州一乘谷講之

この本はこの奥書によれば、永正九年には他本によって進講に侍したというのであるから、恐らく宣賢が永正九年（一五一二）後から同十四年の間に摺本によって此を書写したもので、前掲の清家本とは経注文に少しく異同出入があり、前掲家本とは訓点に於ても多少出入差異が見られる。その出入はこの本には校合注や傍訓として傍記されている。即ち宣賢は経書の家本の殆どに亘って唐本（恐らく宋版系）と比較して刊正を企み、家点にも改正を加えているが、この孟子も宣賢が旧来の累家の秘本に対して改訂を加えた刊正本の一つである。この原本となった摺本とは何であろうか。

清家伝来本の孟子には外に、現在大東急記念文庫が蔵する纂図互注趙注孟子の室町書写本が存する。卷一は「纂図互註孟子」（纂図互註の四字見せ消し）、卷十二は「点校重言音註孟子」と題し、各卷末には本文と異筆で、ほど同文の校合加点の識語があり、それによれば文龜三年の二月から三月にかけて、校合を加え、「以家本令直点記」というのである。この校点の識語の字は宣賢の筆と思われ、訓点や書入の筆跡も宣賢の若書きで、宣賢が校点をなしたものであろう。卷四の末に「明応第三初春後五日……」以下墨抹して識読し難い奥書を有するが、此は書写奥書であろうか。この明広云々の字は、京大清原文庫蔵「孝経述議」卷一（明応六年六月日蔵人宣賢贈之）の識語あり）の前半の筆蹟と同筆で宣賢の若書きの如く思える。この本はテキストとしては旧刊本音注孟子と同系で、祖本は同じく宋刊纂図互注本であろう。旧刊本と内容も同じで「纂図互注」又は「点校重言音註」と冠称する如く、句勢の同じものを指示す

るのに旧刊本は趙注との界に別に標記はないか、此は「重言」と標記する。原本は旧刊本とは別板の坊刻本である。

この写本の訓点は宣賢の文龜三年写の累家の祕点に合致し、その上に異訓や文龜本系の清家伝本との文字の異同等が詳細に傍記書入されておる。それ等の従来の旧点を改めたと思われる点は、宣賢の永正の手写手点本に移されている。即ちこの「纂図互注本孟子」の写本は、文龜三年本と永正本との中間に位するもので、宣賢が青年時代に旧注の外に朱注本その他を参照研鑽途中の写本と考えられる。宣賢手写手点本の祖本となった「摺本」と称するものは、旧刊本音注孟子かこの纂図互注本を指すものと思われ、永正の宣賢手写手点本は、この摺本を底本となし、家本を以て校勘した校本である。

足利学校蔵趙注孟子残本は三要等の書入が周密、同蔵孟子注疏解経は少しく九華の筆と覚しき書入を有し、斯道文庫蔵芳卿手沢本趙注孟子も書入を存し、此等の訓点は清家点とは少しく違るが、その書入はいずれも朱注を主とし、孫氏音義・正義を引いている。

以上を以て見れば、室町以前の我が国の孟子講読の大勢は、多くは趙注本を主として、朱注を併せ参照し、時代の下るに従って、新注への依存が大になって行ったと称し得る。以上は主として文献に散見する孟子講読の事例を拾って略述したのであるが、具体的に更に精細に室町以前の孟子講読の状態を明かにしようとするには、現存本の孟子古鈔本と室町以前に成立した孟子に対する注釈書と、この両面に亘って調査研究を企てねばならぬ。孟子の古鈔本については、便宣上別にその考証を発表する予定であるから、本論に於ては、論語に於けると同様に、孟子の邦人撰述の注釈書に対してのみ考察を述べることとする。慶長以前に成立した孟子の注釈書としては現在伝存するものは、次に紹介する清原家の抄の外には発見されていない。

一 清原宣賢撰孟子抄

京都大学附属図書館蔵清原宣賢自筆稿本十四卷七冊

無地淡茶褐色表紙（二七・五×二一糎）。表紙の裏張りに宣賢自筆の孟子の反故紙を使用。表紙に宣賢よりは後人の筆で「孟子（巻数）」と題書。巻首に「天師明経儒」「宣条」、巻末に「伏原」（陰刻）の朱印あり。伏原家旧蔵本。単辺（二五・五×二八糎）有界十一行。界内に雙行に記し、即ち每半葉廿二行、各行字数不等。朱点朱引朱句点勾点を附し、押紙が多い。押紙の字や本文内に少しく見られる別筆の増補は清原枝賢・秀賢等の清家子孫の補筆である。各葉に空欄をかなり残してあるのは、更に増補して書きつくぐ予定であったのであろうか。各巻末の奥書は左の如し。

（巻一） 枝賢一

於芥川城松永彈正忠久秀
發起 講于三ヶ度

秀賢一

於愚亭講之
觀音坊頼玄發起

一

慶長十五季夏於愚亭講之
筑紫肥後 伊西江發起

一

慶長十五仲冬於聖護院宮
講之式 卿官曼殊院宮御聽聞也

（巻三）

永正十三年十一月十九日於 親王御方講申了

宣賢

同廿五日

十二月五日三ヶ度申了

享祿五年七月十七日旦夕兩度講之

（巻九）

永正十四年八月四日於 親王御方講尺申了 宣賢

同八日申終之兩度

享祿五年七月廿八日廿九日於若州小浜栖雲寺竹田舍弟講之（花押）

天文十六年三月十日十一日於越州一乗谷講之

宣賢一一一一

(卷十) 永正十四年八月十四日於親王御方講尺申了 宣賢

同十七日申終之

享祿五年七月卅日八月朔於若州小浜栖雲寺竹田舍弟玉首座講之／後日聞之七月廿九日改元文天

天文十六年三月十三日十六日於越州一乘谷興雲軒新講之藏主發起

(卷十四) 右侍講席卒書之分不改言辭不飾文章抄之私又加／正義大全等 師家庭訓頗雖無毫釐之差蒙昧不／敏定可

致千里之隔後葉索隱艾煩不亦宜乎／少納言清原宣賢(花押)

東洋文庫藏文祿二・三・四年梵舜書写本十四卷七冊

梵舜書写の「清家四書抄」十九冊中の一部をなす。字面高さ約廿三糎。每半葉十六行、朱点朱引を附す。宣賢の本

奥書は次掲天理・慶応本と同じく、卷一・二に天文七年の吉田兼右書写の本奥書、又次の梵舜自筆の書写奥書を有する。

(第一冊) 文祿二四十五筆立同至九月七日書終了／〔朱書〕文祿四三廿三朱点了 梵舜(花押)

(第二冊) 此両抄詔慶音写置者也朱点予加之／文祿四乙未年六月晦日 梵舜(花押)

(第六冊) 筆立九月十八日十一月十二卷十一月七日写終／文祿三甲午年十一月七日 梵舜(花押)

(第七冊) 右祕抄閑隙之透々遂書功此内二冊仰他筆書尤可憚外見者也／于時文祿四乙未歲三月十一日 梵舜(花押)

一二卷文祿二卯月十五日筆立同年三月六日終三四卷同年八月廿七日夜九十卷同年八月廿八日／書終十一月十二卷筆立九月十八日

三十四卷同年十一月九日筆立／以上五冊之分予書之

〔朱書〕文祿五丙申年二月十二日九十卷十一十二三十四卷加朱点終

天理図書館蔵〔室町末近世初間〕書写本十四卷七冊

栗皮表紙（二八・五×二二糎）。表紙中央に白墨を以て「孟子抄共七」と。字面高さ約廿五糎。每半葉十七行各行字數不等。朱点朱引朱勾点を附す。後半は異筆を交える。毎卷の奥書は前掲の宣賢自筆稿本に見る奥書を転写してあるが、その中には、宣賢手写趙注孟子（京都大学附属図書館蔵）の奥書と同じ文が混じっている。この本の奥書の中で自筆本にない文のみを記せば、

（卷一） 以摺本書写之加朱墨訖 少納言清原御判

永正十三年十月十七日於親王御方講尺申了 宣^賢一

同廿一日同廿七日三ケ度申了

享祿三年於登州畠山左衛門佐義総亭講之

享祿五年七月十一日十二日十三日於若州小浜栖雲寺^{玉首座}竹田舍弟 講之

宣^賢一^賢一^賢一^賢一^賢一〔枝賢・秀賢の講義識語を欠く〕

（卷二） 以摺本書写之加朱墨了少納言清原御判

永正十三年十一月七日於親王御方講說申了 宣^賢一

同十三日申終之

享祿五年七月十六日於若州栖雲寺竹田舍弟朝暮兩度講之

宣^賢一^賢一^賢一^賢一^賢一

（卷三） 宣賢一^賢一^賢一^賢一^賢一〔自筆本にこの識語なし〕

(卷四) 永正十三年十二月十五日於親王御方講申了 宣一

同十七日講申兩度相終

享祿五年七月十八日十九日於若州小浜栖雲寺竹田舎弟兩度講之

(卷五) 永正十四年三月七日 於親王御方講申了 宣一

同十四日申終之

宣賢一一一一 享祿五年七月十九日廿日於若州栖雲寺講之

(卷六) 永正十四年三月廿日於 親王御方講尺申了宣一

五月十七日申終之 兩度

享祿五年七月廿二日廿三日於若州小浜栖雲寺竹田舎弟講之

宣賢一一一一

(卷七) 永正十四年五月廿三日於 親王御方講說申訖 宣一

六月二日申終之

享祿五年七月廿四日廿五日於若州小浜於栖雲寺竹田弟講之

(卷八) 永正十四年七月一日 於親王御方講尺申了 宣一

同廿一日申終之兩度

享祿五年七月廿六日廿七日於若州小浜栖雲寺竹田弟講之

宣賢一一一一

(卷九・十一・十二) 奥書なし。この本の卷十の奥書には自筆本の奥書の末の天文十六年云々の文を欠く。

(卷十三) 永正十四年九月十六日於親王御方講尺申了 宣一

同廿日申終之

天文元年八月六日七日於若州栖雲寺竹田弟講之

御奥書如此

(卷十四) 孟子篇叙人之本無之仍先達等未加點又不讀之余至徳三歳／講談之次以僻案加點本經點多以違義理之間又

以改正之／而已

藏氷軒文翁良一賢

嘉吉元年八月廿五日以曾祖父之御説授嫡男主水正兼直講／宗一賢此本奥書如斯可為証本矣／環翠軒言翁業

忠
一〔以下自筆本奥書に接す〕

慶応義塾図書館蔵〔室町末近世初間〕書写本十四卷(卷一―四欠)五冊

濃縹色表紙(二七・六×二一・三糎)。題簽に「孟子祕鈔」と。字面高さ約二四・五糎。每半葉十七行各行字数不等。朱句点朱引朱句点を附す。鈴鹿家旧蔵。每冊末に「宝鈴文庫」の黒印あり。奥書は天理本とほぼ同じであるが、同本に欠く箇所を左に示す。以上三本はその奥書から見て、天文七年吉田兼右(宣賢の子)写本に基づく転写本である。

(卷十一) 永正十四年八月廿一日於親王御方講尺申了 宣一

廿七日申終之

天文元年八月二日三日於若州小浜栖雲寺講之

(卷十二) 永正十四年八月卅日於 親王御方講尺申了 宣一

同五日申終者也

天文元年八月四日五日於若州小浜栖雲寺竹田舎弟講之
發起

宣賢一一一一

(卷十四)永正十四年十月二日於 親王御方講尺申了 宣一／同十月廿一日申終者也

天文元年八月九日於若州小浜栖雲寺竹田舎弟講之了〔以上天理本奥冊の後に接す〕

本書は、宣賢自撰の諸経書の抄たる「聴塵」類が经文を全載するのと異り、論語・中庸の抄と同じく、经文の首二、三字のみを抽出して標目となして、その下に平易な文語体の仮名書きの注を記し、附するに諸注を引載すること詳細なのは、内容形式共に宣賢の他の諸経書の抄と同様で、極めて整齐された注解書である。趙本の巻尾に附した篇叙に對しては抄を下していない。

本書の成立については、宣賢が記した前掲の本書の奥書がほどその概要を伝えている。即ち、「右侍講席卒書之分不改言辞不飾文章抄之」とあり、また本書や宣賢手写趙注孟子（京都大学附属図書館蔵）の奥書に、永正十三年（宣賢四十二歳）十月十七日から翌年十月廿一日まで、皇太子知仁親王（後奈良天皇）御方にて、孟子全卷を進講した旨が記してあるから、恐らく本書はその進講に際して、「私又加正義大全等師家庭訓頗雖無毫釐之差」と云う如く、清家累代の家説を集成整理し、それに基づいて附するに「孟子正義」「四書大全」等を参照し、私案を附して稿を成したものと思われる。本書の奥書に享祿五年若州小浜栖雲寺に於ける、また天文十六年越州一乗谷に於ける講義の識語も記されているが、此はその講義に既に成立していた本書をノートとして使用したことを示したに止まり、本書成立の年次を特に記したものはあるまい。何故なら、「右侍講席云々」の文には「少納言清原宣賢」と署するが、享祿五

年は宣賢が侍従を経て退官して出家入道せる後であるからである。遅くも天文七年兼右書写以前の成立である。本書の内容を具体的に知る為に、卷第三公孫丑上の、孟子が浩然の氣を説いた章から長文を嫌わず引用しよう。

・曰敢問夫子——敢ハ、果也、ハダシテ問也、前ニ、告子、先レ我不動心ト、云、其告子カ、心ヲ不レ動道ト、子ノ不動心ノ道ト、差別ヲキカント云、

・告子曰不得——孟子告子カ云事ヲ引テ、告子カ、不動心ト、孟子ノ不動心ト、差別ヲ云、「言ハ、人ノ、不善ナル事ヲ云ハ、是不レ得ニ於言ニ者也、然ヲ、コレハ、口ニテコソイヘ、心ニ、サワ有ル、マシキト、勿レ取ニ於心ニ、心ヨリ出ル言ナレハ、云辞ニ、善ナクハ、心ニモ、善ナカルヘシ、「不得於心——人ノ、不善ナル心アルハ、是不得於心者也、然ヲ、アレハ、心コソ悪ケレ、辞ニハ、善モ有ヘキト、勿レ取ニ於氣、人ノ心悪ハ、辞モ、又、悪カルヘシ、氣ハ、辞氣也、言語ヲ云、「孟子評レ之云、不得於心——悪心アル者ナラハ、言語モ、悪カルヘシト、告子カ云ハ、可也、金言妙句ト思テ、イヘトモ、悪心ノ者ノ云事ハ、ソハツラヲ云者也、「不得於言、——辞ニ、不善アラハ、心モ、不善ナルヘシト云ハ、不可也、辞ニハ、一旦、思ハサル事ヲモ、云事アリ、取テ用ル事モ、有ヘシ、捨ル事モ有ヘシ、此ハ、告子カ云処、相違セリ、見十一之卷告子ハ、仁ハ内、義ハ外ト、思ヘリ、心正キ時ハ、義モ正キ事ヲ知ラス、辞ニハ、サモ思ハヌ事ヲモ云也、辞ヲ以テ、心ノ正シキヲ、失フヘカラス、告子ハ、言ト義トハ、外也、仁ハ心トシテ、内也ト思ヘリ、言モ、義モ、心トツレテ、内ヨリ、外ニ生事ヲ、孟子示セリ、告子ハ、不知言、不知言、義モ、知ヘカラス、告子カ心ヲ論セシ如キハ、害多カルヘキ者也、故義ト、志ト、一ナル事ヲ示也、

困 人有不善——人カ、ワルク云事アレハ、我ヲ、ヨカレト思テ、云ト、向ノ心ニ、善アル事ヲ取ラスシテ、怒ル、告子非純——正曰、告子非得其大全之道、云々。「一可用トハ、不得於心、勿求於氣ト云ハ、ケニモ也、可用之、」「一不可用トハ、不得於言、勿求於心ト云ハ、ワルシ、不可用之、」

集注、告子謂於言有所不違、則当舍置其言、而不必反求其理於心、「於心有不安、則当力制其心、而不必更求其助於氣、此所以固守其心、而不動之速也、」速、謂年未四十、「孟子既誦其言、而斷之曰、彼謂不得於心、而勿求諸氣者、急於本、而緩其末、猶之可也、」「謂不得於言、而不求諸心、則既失於外、而遂遺其内、其不可也、必矣、然凡曰可者、亦僅可而、有所未盡之辭耳、若論其極、則志固心所之、而為氣之將帥、云云。「下文、知言養氣、其根已安於此、告子不得於言、即不求其理於心、是不知言也、不得於心、即不求其助於氣、是不養氣也、孟子告子、其不動心之名、雖同、而其所以不動心之本、則相反、而全不同者在此、」

・夫志氣——心之所之、之謂志、心ノ動ク始ヲ、志ト云、志ハ、氣ノタメニハ、大将也、氣ハ、歩卒也、志カ、氣ヲ進退シテ、ツカフ事、大将カ、士卒ヲ下知シテ、ツカフカ如シ、士卒ハ、大将ノ命ノ如ク、ハタラク、氣ハ志ノ命ノ如ク、□也、「氣體之充也トハ、氣ハ、人ノ身ニ充滿シテ、志ノ卒徒タル者也、心ハ、主人公トシテ、独アル者也、故大将ニ、喩タリ、孟子譬喩ニ長セリ、ト云、此ニモ、喩ヲ近ク取テ、人ノ心得ヤウニ云、梁惠王ニ、戦ヲモテ喩ヘシモ、同シ、尤妙也、」呂与叔克己銘云、志以為帥、氣為卒徒、

・夫志至——志ハ、大将ナレハ、コレカ、肝要也、至ハ、至極也、氣ハ、士卒ナレハ、志ヨリハ、次也、大将故曰持——志ヲ守テ、然モ亦、士卒氣ヲ乱ラスシテ、養ヘシ、大将カ、ハタトシテイネハ、士卒ハ、乱ル、者也、

志ヲ正クセスハ、氣ハ乱ルヘシ、
 「程子曰、志動レ氣者、付九、氣動レ志者、什一、タトヘハ、大将ノ惡シテ、士卒ノ乱ル、事ハ、十二、九ハ、乱ル、也、歩卒ノ惡シテ、大将ヲ乱事ハ、十二一也、志カ惡シテ、氣ヲ乱ル事ハ、十二九也、氣ノ惡テ、志ヲ乱ル事ハ、十二一也、喜怒哀樂ハ、士卒ノ如シ、氣也、志ヲ正シテ、妄ニ怒ラス、妄ニ喜ヘカラス、告子カ心ニハ、喜怒哀樂ハ、ヨソヨリ来ル、是義也ト、思ヘルヲ、其モ、心ノ内ヨリ出ルト云事ヲ、云顛サンタメニ、將帥歩卒ノ喩ヲ云、

〔集〕注、蓋其内、外本末、交相培養、此則孟子之心、所以未嘗必其不動、而自然不動之大略也、

・既曰志至・——既ニトハ、過去ノ辭也、丑云、サキニ、孟子ハ、志至焉、氣次焉ト云、志ヲタニ、正スレハ、肝要也、氣ハ、自ラ乱レマシキヲ、又無暴ニ其氣ト云時ハ、氣ヲモ、正クセヨト、別々ニ云ハ、何トシタル事ト云、

・曰志壹・——志、專一ナル時ハ、氣ヲ動ス也、ウレシイトモ、哀トモ、思フ志カ、胸中ニ、專一ナレハ、其志カ、氣ヲ、動揺スル也、「氣壹——氣カ、專一ナル時ハ、氣ノ方カラ、反テ志ヲ、動ス事モアル也、志ト氣ト、合躰ノ処ニ於テハ、動ク事有ヘカラス、將帥ト士卒ト、一ツニナル時分也、

・今夫蹶者・——氣壹則動志ト云理ヲ、譬ヲ仮テ明ス、「逆下ナル坂ナトヲ、行時ニ、ホカト蹶ツキ、又急イテ余所ヘ往ントテ、走ツナトスルハ、是氣也、「蹶テ、アラ痛ヤト思イ、走ルトテ、此ニ、止ルヘキ者ヲト、思ハ、心也、是氣ノ方カラ、反テ、心ヲ動ス処也、故ニ、志ト氣トハ、何モ、内ヨリ成モノ、シカモ、別ナル者也、外ニアル者ニ非ス、「反動ニ其志ト書ヘキヲ、反動其心ト書コトハ、心ハ、主人公ナレハ、氣カ、主人公ヲ、動スコトモ、有ト、見センタメ也、

「正曰、蓋志則帥、譬也、氣則衆卒、譬也、心則君譬也、君任將帥、御衆、然則、志一則動氣、如將帥悖、則動衆卒矣、氣一則動志、如衆悖則動其將帥矣、動其將帥、則上又有以動其君矣、由此論之、則既持其志、又不可不知無暴其氣矣、」

「饒氏曰、志帥也、氣卒、徒也、如周亞夫軍中夜驚、亞父堅臥不起、不起、固是帥之定處、然設或被他驚、不曰、自家如何睡得安、於此、見持其志、又不可不養其氣、」

「志壹氣自隨、養之塞天地、坡十九」

「敢問夫子——集注、公孫丑復問、孟子之不動心、所以異於告子、如此者、有何所長而能然、」

「曰我知言——孟子我力、長セル処ヲ云、集注、知言者、尽心知性、於凡天下之言、無不有以究極其理、而識其是非得失之所以然也、」

「孟子論浩然之氣——一段、緊要全在知言上、所以大學許多工夫、全在格物致知、」

「若知言、便見得是非邪正、義理昭然、此浩然之氣自生、」

「通曰、論語亦曰、不知言、無以知人、但論語為初學而言、故集注、但曰言之得失、可以知人之邪正、孟子則自言也、故集注積之、比論語、尤詳且重、論語之知言、為知人之端、入德之事、孟子之知言、為養氣之本、成德之事、」

「浩然之氣トハ、文集、浩然之氣、乃指其本來體段而言、」

「集注、浩然、盛大流行之貌、氣即所謂、體之充者、本自浩然、失養故餒、惟孟子為善養之以復其初也、」

「輔氏曰、盛大言其體、流行言其用、」

「通曰、論語謂人之性、其初本善、學者當明善以復其初、大學、謂人之心、其初本自光明、學者當明之以復其初、此言人之氣、其初本自盛大流行、惟孟子能善養之、以復其初、然非學以復此心此性之初者、」

未^ニ必能復^ニ此氣之初^一也、故孟子養^レ氣、先之以知^レ言、

「浩然^{トシテ}養^ニ靈[□]」谷^二

「集注、蓋惟知^レ言、則有^ニ以明^ニ夫道義^一、而於^ニ天下之事^一、無^レ所^レ疑、養^レ氣、則有^ニ以配^ニ夫道義^一、而於^ニ天下之事^一、無^レ所^レ懼、此其所^レ以當大任而不^レ動心也、告子之學、与此正相反、其不^レ動^レ心、殆亦冥^レ然無^レ覺、悍^レ然不^レ顧而^レ已爾、
體用
不能無疑
非真能無

懼也

・敢問何謂浩然・——丑問也、上^ニ知言、養^ニ浩然之氣^一ト云、先知^レ言ト云事ヲ、問テ、後^ニ、浩然ノ氣ヲ、伺ヘキニ、先浩然ノ氣ヲ問コトハ、上^ニ志ト氣トヲ、論^{スル}ニウケテ、先氣ヲ問也、

・曰難言・——孟子返答也、
「集注、難^レ言者、蓋其心所^レ獨得^ニ、而無^ニ形声之驗^一、有^レ未^レ易^下以^ニ言語^一形容^上者、」故

程子曰、觀此一言、則孟子之実、有^ニ是氣^一可^レ知矣、
「其為氣——至大トハ、是ヨリ、大ナル事ナキヲ云、限量

ナキヲ云、至剛トハ、是ヨリ、剛キ事ナキヲ云、不可^ニ屈撓^一ヲ云、
「正曰、至大^{ニシテ}而無^レ所^レ不在、至剛^{ニシテ}而

無^レ不^レ勝、」養之、在^下以^ニ直道^一、不^中以^ニ邪道^一干^上害^上之、則充^テ塞^ニ于天地之間^一、無有^ニ窮極^一也、
「集注、蓋

天^一地之正^一氣、而人得^ニ以生^一者、其体^一段本如^レ是也、惟其自^レ反而縮、則得^ニ其所^レ養而無^レ所^レ作為以害^一之、則

其本^一体不^レ虧、而充^ニ塞無間^一矣、「充^ニ塞弥滿^ニ乎天地之間^一、而無^レ有間斷^一之者矣
「至大至剛、氣之本^一体、以直養而

無害、是用^レ功^レ処、塞^ニ于天地之間^一、乃是^レ効也、
「程子曰、天^一人^一也、更不^ニ分^一別、浩然之氣、乃吾^レ氣也、

養而無^レ害、則塞^ニ乎天地^一、一為^ニ私意^一所^レ蔽、則欲^レ然而餒、知其小也、

・其為氣・——道ト云ハ、天理ノ自然也、天理ハ、人ノ行ニヨテ顯ル、其アラハル、者ヲ、義ト云、「浩然ノ氣

ハ、道ト義トニ配合シテ行ハル、仁義ノ大道ノ、行ハル、時ハ、浩然ノ大氣モ顯レ、仁義ノ大道カ、欲情ノ雲ニ、

オホハル、時ハ、浩然ノ大氣モ、ヲホハル、也、浩然ノ氣カ、天理尔交テ、源ヨリ出ル時ハ、躰ニ充滿シテ、有コト、タトヘハ、人ノ物ヲ、多ク食テ腹ノ、飽滿スルカ如シ、餒トハ、食セサル時ハ、腹中ノ、空虚ナルヲ云、仁義ノ身ヲ奉養セサル時ハ、腹中ノ、空虚ナルカ如キヲ云、

〔註〕陰陽太道ハ、形ナウシテ、形アル者ヲ生ス、万物ノ上ニ、歴々タル者也。「舒之——舒レハ、乾坤ニワタリ、シ、ムレハ、掌握ニモ、タラサル也、

・是集義所生——此氣ハ、内ヨリ、義ニ相雜テ、出者也、義ハ、外ニアリテ、義ノ方カラ、襲テ、内ニアル氣ヲ、引出ス者ニアラス、義モ、内ヨリ出ルト云、「正曰、左伝云、凡有鐘鼓曰伐、無鐘鼓曰襲、杜預注云、密声取敵曰襲、是其文也、告子ハ、仁ハ内、義ハ外ト、心得タリ、孟子ハ、仁義共ニ、内ヨリ出ト云、故諭ヲ取テ、丑ヲサトス也、

「集注、集^ア義、猶^レ言^ニ積^レ善^ニ、蓋^ニ欲^ニ事^々皆^ニ合^ニ於^ニ義^ニ也、襲、掩^レ取^也、如^ニ齊侯襲^レ莒^ニ之^襲、言^ニ氣^雖可^ニ以^レ配^ニ乎^道義^ニ、而^レ其^養之^之始、乃^由事^皆合^レ義、自^レ反^常直、是^以、無^レ所^レ愧^作、而^レ此^氣自^然發^生於^中、非^由只^行一^事、偶^合於^義、便^可掩^襲於^外而^得之^也」通証、春秋襄公二十三年、秋齊侯伐^レ普、冬齊侯襲^レ莒、^{カロカロシク}註^輕行、掩^ニ其^不備^曰襲、因^伐晉還^襲莒、

・行有不慊——人ノ行フ処、仁義心中ニ不足時ハ、仁義ニ餒ル事、人ノ食物足ラスシテ、腹中ノ餒タルカ如シ、シカレハ、浩然ノ大氣ヲ害スル処アリ、仁義ニ飽時ハ、浩然ノ氣モ飽^{アキ}、仁義ニ飢レハ、浩然ノ氣モ餒也、然ラハ、義ハ、外ニアラサル者也、

集注、慊^快也、足^也、言^所行、一有^不合^於義、而^自反^不直、則^不足^於心、而^其体^有所^不充^矣、然則^義豈^在外^哉、告子^不知^此理、乃^曰、仁^内義^外、而^不復^以義^為事、則^必不^能集^義以^生浩^然之^氣矣、

上文不_レ得_二於言_一、勿_レ求_二於心_一、即外_レ義之意、詳見_二告子上篇_一、

・我故曰——告子ハ義ト云者ヲ、ムマノト知ラス、義ハ、外ヨリ来ルト、云ヘハ也、

・必有事——或人講云、此注ノ義ナラハ、必有事トハ、仁義ノ事ヲ云、仁義ヲ行ヘハ、必福アリ、陰德陽報ノ義アリ、「而勿正トハ、仁義ヲ行ヘハ、福アリ、サラハ、仁義ヲ行テ、福ヲ得ント、思ヘカラス、義ノマヽニ行ヘキ也、」「心勿忘トハ、心ニ具ヘテアル仁義ヲ、打忘テ、行ハスシテ、キヘカラス、「勿助長トハ、仁義ヲ行テ、福ヲ、増長セント、スヘカラス、然レハ、反テ損スル事アリ」以上説不甘心

「師講云、必有事トハ、仁義五常ノ事ハ、人々具足セリ、「正シ長ヘキ者ニアラス、又打捨テ置トテ、減少スヘキ者ニモ、非ス、「浮雲ノ妄念ヲハ、正シミカクヘシ、天然具是ノ仁義ヲハ、何ヲカ正シ、何ヲカ長ヘキヤ、

「心勿忘トハ、此一靈ノ心ニ、大道仁義ヲ、具足スル事ヲハ、忘却スル事ナカレ、「勿助長トハ、天然具足ノ理ハ、助ケ長スヘキ者ニアラス、「以上説不甘心

「正曰如注仍略之、以其人生之初善性固有、不_二但為_レ之然後有_一也、惟在_二常有_レ行_レ之耳、斯亦集_レ義所生、非_二義襲而取_レ之々意也、「又一説云、言人之所行、不_レ可_下必待_レ有_レ事、而後乃正_二其心_一、而忘_レ之也、惟在_二其常存而不_レ忘、又不_レ在汲々求此益之而已、斯則先_レ事而慮、謂_二之豫_一、々則事優成、後事而慮、謂_二之猶_一、々則不立之意也、以其在_二常存正心於事未然之前_一耳矣、

集注、必有事焉而勿正、趙氏程氏以七字為句_極、近_一世或_二并_二下文心字_一、讀_レ之者亦通、「必有_レ事焉、有_レ所_レ事也、如下有_レ事_二於顛輿_一之有事、正、預期也、_{公羊傳僖二十六}春秋伝曰、戰_二不正勝是也_一、其作_二正_レ心_一義亦同、此与大学之所_レ謂正_レ心者、語_レ意自不_レ同也、此言養_レ氣者、必以集_レ義為_レ事、而勿_レ預期_二其效_一、其或_レ未_レ充、則但當_レ勿_レ忘_二其_一

所_レ有_レ事、而不_レ可_レ作_レ為_レ以助_レ其長、乃集_レ義養_レ氣之節_レ度也、

・無_レ若_レ宋人然——正曰、此孟子引_レ宋人揠_レ苗、而比喻之、以解_レ其助長之意也、言人苟欲_レ速得_レ其福、而助_レ長之者、則宋人揠_レ苗者也、

宋人ハ、宋ノ国ノ人也、速ニ、福ヲ得ントテ、宋人ノ、シタルヤウニ、スヘカラス、宋人ノアルカ、苗ヲ植テ、遅ク成長スルトテ、苗ヲ、悉クヌキアケテ、置テ、長クナリタルトテ、悦フ也、朱云、閔、憂也、「芒々然ハ、^{ツカレワム}罷倦之貞也、大ニクタヒレテ、皈テ、内ノ、召仕フ者トモニ、云事ハ、我ハ、今日辛勞ヲシテ、クタヒレタリ、ワトノ原ニ、云付テ、サスヘケレトモ、心ニモ入ヘカラス、又辛勞サセンモ、不便サニ、我ト、手ヲヒタシテ、苗ノ遅ク大ニナルタ苗ヲ合力シテ、成長サセタリト云、其子、アヤシク思テ、往テ見ニ、苗皆カレタリ、此福ヲマサントテ、急ケハ、害アル事、苗ヲ急テ、カレタルカ如シト云義也、「朱云、芒々、無知之貌、

・天下之不助——孟子ノ眼カラ見レハ、天下ノ者ハ、皆苗ヲ、ヌキ上タル者也、サナキ者ハ、マレ也、「以爲——人ノ貧富ハ、天ニ在リ、求テ、得者ニアラス、求メ事ハ、無益也トテ、仁義ノ大道ヲ、スツル者ハ、喻ヘハ、田ヲ作ル者カ、苗ノ生長スルハ、天命也、コチノ養育ニハ、ヨラストテ、草ヲモ取ラス、水ヲモ不入シテ、ヲクホトノ事也、苗ノ生長ハ、天道ナレトモ、人ノカヲ入レスシテハ、秀カタシ、人ノ富貴貧賤モ、天道ダレトモ、修行セスシテハ、得カタキ也、「助之長——福ヲ得ントテ、日夜朝暮、利_イ名ニ、奔走スル者ハ、苗ヲヌキ上タル者ト同シ、反テ、カル、処、有ヘキ也、「非徒——苗ヲヌクハ、苗ノ為ニ、益ナキハカリニ非ス、反テ、害アリ、枯テノクレハ也、利欲ヲ、速ニ得ントスル者ハ、益ナキノミニ非ス、反テ又害アル也、「正曰、仁義即善也、苗是種之善者、以譬_レ喻人之美質也、固非_レ可_レ以増減_レ之耳、孟子之意、蓋欲人之所_レ行、

当内、治不_レ当_二急欲_レ求_二其福_一也、此亦修_二其天爵_一、而人爵從_レ之々意也、孟子所以云我善養吾浩然之氣、

「集注、舍之而不耘者、忘其所有事、掘而助之長者、正之不_レ得、而妄有_二作為_一者也、然不_レ耘、則失_レ養而已、掘則反以害_レ之、無_二是二者_一、則氣得_二其養_一、而無_レ所_レ害矣、如告子不能_レ集_レ義、而欲_二彊制_二其心_一、則必不能_レ免_二於正助之病_一、其於所謂浩_一然者、蓋不_二惟不_二善養_一、而又反害之矣、

本書は、博士家の旧習に循つて、テキストは趙注本に依る。清原家の原則としては元來趙注による解釈であつて、趙注の注文の字句についても、注と標記して、本文より一字を低して、その解釈を附記してある。本書に於ては、清原家の伝統の学風である諸本間の校勘については、古來我が国に伝承された古本、宋版系の摺本、朱注本との間の出入異同に関し、訓点の異同と共に、説明する所が多い。本書は形式上は趙注を本注となして、他は参照の從となるべきであるが、實際は必しも趙注を墨守せずして、以上の引用に見る如く、新古の諸注を豊富從横に使用援引し、以て比較參稽して、一を固執する所がなく、言わば、新古折衷である。併し全体から見れば、趙注・正義による所は單なる文字の解釈にとゞまり、孟子が強調する肝要の義理の説の如きに至つては、殆ど専ら朱注に基づくと云つてよい。宣賢の同じ論語抄に比して、孟子に於ては新注を中心とする傾向が遙かに顯著である。従つて、本書はその内容の實質傾向から言えば、寧ろ、朱注を本注として、旧注を参照したと評すべきであらう。以上の引用の所から直に察せられる如く、純粹に趙注による所は極めて僅かで、一般に宋学風の表現を帯びて、その仮名注の口調も宋儒の講説を聞く觀を呈している。

上記の通り、孟子は古來は博士家に於て講義されたことがなく、所謂る施行の書ではなく、孟子が講読されるに至つたのは、一に宋学の影響のしからしめる所である。たゞ習慣上、王朝時代以來伝襲した趙岐本を家本としたにせよ、

それまでに、孟子に対しては、旧注に基づく家説の伝統が累積固定していたわけではない。博士家に於て、孟子を本格的に講究し始めた時は、既に程朱の学を清家がとり入れ、その学風の洗礼を受けた後であるから、時勢の趨く所、新注に傾倒するに至ったのは極めて自然である。しかも朱子の四書集註に於ても、孟子は学庸・論語と異り、訓詁の上では、旧注即ち趙注を採択依用する所が、比較的多い。従つて孟子に於ては、新旧折衷の調整は割合になし易く、矛盾が少い。清原家が孟子を講じたのは何時に始まるか明かでないが、南北朝末室町初の良賢は幾度か孟子の講筵を開き、その孫業忠も孟子を度々講じたことは上記の通りである。その講義の聞書が成立しておつたことは想像に難くなく、既述の如くその傍証をあげ得るが、現在は何等伝つていない。本抄は宣賢が清家先代の講説を基礎として抄したことは本書の奥書に自ら語る通りで、本書にも随所に「師講云」「師説」という引用が見られる。併し、「師講」「師説」として特記するのは、例えば、

師説云、任トハ、諸弟子ノ、孔子ニ、学得シタル、道德ヲ、任ト云也、仮令、言語ニハ宰我子貢、政事冉有季路、文学子游子夏ト云、此皆孔子学得シタル才徳也、皆己レカ、得タル才徳ヲ、会得シテ、室ニ皈ヲ、治任ト云也、

(卷五滕文公篇有為神農之言者章)

と。此は「昔者孔子没、三年之外、門人治任將帰」の「治任」の解で、新古注共に「任担也」と解する。宣賢もそれをうけて、「治任トハ、任ハ担也、各ノ、道具トモヲ、荷作テ、皈ラントス、一義ニ、任トハ、三年ノ喪ニ居テ、担ト云、三年終レハ、其担ヲ、ヲロシタル也、コレヲ治任ト云、」と注解し、その次に右に引いた師説を記している。また、卷十二の告子篇下の「孟子曰、舜発於畎畝之中、傅説挙於版築之間、膠基挙於魚塩之中、管夷吾挙於士、孫叔敖挙於海、百里奚挙於市、故天將降大任於是人也、云々」の句に於て、

師講云、舜独ヲ、発ト云ハ、舜ノ聖徳自足ニ以興起、不_ニ專待_ニ人之_一挙也、人力ヲ借ラス、天ノ与スル処、時尅相
発スルヲ云也、

と。この如く「師講」と特称するのは、論語抄に於て既に言及した通り、新旧いずれの注にも見ない、言わゞ、清家独特の説を指すものである。従つて、本書に於て、特に師講と明記する所なくとも、本書の抄の大部分が、文章に至るまで、既成の良賢・業忠等の父祖の抄物に負うている所が極めて多いと思われることは、宣賢の他の抄物の成立事情から類推できる。

併し、それは宣賢が単に従来の家説を整理したに止つて、新なるものを附加しなかつたという意味ではない。宣賢は本書に於て、既に前掲の引用文に見る如く、「師講」に対しても盲従せず、「此説不甘心」というように、取捨補訂を加えて、批判的である。本書に於ては、所々孟子の旧来の訓点に対し、吟味検討を試みて訂正をなしている所がある。例を示せば、卷六滕文公下匡章曰陳仲子豈不誠廉士哉の章に於て、「是尚為能充其類也乎、若仲子者蚓而後充其操者也」の句について、

此仲子ヲ、人類ニ、於テ見ハ、仲子ハ、丘蚓ニシタラハ、ヨカルヘシ、充其操トハ、丘蚓ニシタラハ、其志ヲ、

満足スヘキ者也ト云、 「是尚為能充其類也、古点如此、此義不甘心、 「正曰、何能充人之類乎、

「是尚為能充其類也乎、如此可訓歟、

即ち、「此仲子ヲ人類ニ於テ見ハ」の意味にとつて、旧来の点が「是レ尚ホ為メニ能ク其ノ類ニ充テハ……」と訓じたのは誤りで、「人倫としてのはたらきを十分に満すことができようか」の意味で、「是レ尚ホ能ク其ノ類ニ充ツルコトヲ為シヤ」と点を附すべきだといふのである。趙注によつても後者の如く解することができるが、朱注を見れば後

者の如く訓ぜざるを得ないことは明瞭である。卷十章下の万章曰士之不託諸侯何也の章の「今而後知君之犬馬畜俛、蓋自是台無餽也」について、旧点ナカレトが蓋以下の句も上に続けて子思の言葉と看做して、「無餽ナカレト、自今以後、鼎肉ヲ、餽コト、ナカレト云」と解したに對し、「私云、此説非歟、蓋字、不得其志、無餽ナシ、此点合義理歟」と。即ち蓋以下は子思の言葉ではなく、恐らく繆公が子思の言葉を聞いて、これより後は台をして鼎肉を餽ることが無かつたと解し、「餽オクルコト無シ」とよまなければ、折角「蓋」という疑の字を用いたきゝめがないと言うのである。趙注ではこの解釈はやゝあいまいであるが、朱注ははっきりと「蓋繆公愧悟、自_レ此不復令_ニ台来致_テ餽也」と解している。

良賢・業忠等も孟子を解するに、朱注を十分に参照していたことは、論語の抄等から察しても、確実に推論することができ、本書に於て、どこまでが良賢・業忠等の講説で、どこからが宣賢の附加になるか、宣賢以前の抄が遺存しないから、確めようがない。併し、清家の孟子抄の骨子は宣賢に至る前に既に成立していたと見るべきとしても、宣賢の他の諸抄に於けると同様に、宣賢がそれを更に豊博精切ならしめたことは、容易に想像のつくことである。以上例に引いた一端から察せられる如く、その功は宣賢が、新注に関する諸注を広く涉獵してそれを熟読玩味して會得せる所に出たようである。本書に於て宣賢が引用しまた参照した諸書とは如何なるものであろうか。旧注に属するものとしては、王朝時代より伝来する趙岐注、宋の孫奭の音義、偽孫奭疏の孟子正義である。新注は朱注を中心として、諸家の注を引用するもの頗る多いが、それ等は全て、元の倪士毅の「四書輯釈」、程復心の「四書章句纂釈」、「四書大全」によつたもので、就中、宣賢の学庸・論語抄に於けると同じく、「四書輯釈」を利用することが最も多い。その他には史記の如き正史、玉海・氏族排韻・韻府群玉の如き室町時代に使用された類書を用いている。その外に本書に僅かであるが、所々、「句云」「句解云」「四書衍義云」として引く書がある。此は次掲の「孟子抄」にも見え、

それ等を綜合して考えると、同一の本で、「四書衍義句解」なる書名のようにである。引用文から見ると、集注の末疏の一つであろうが、いかなる書か明かでない。この書の現存本を聞かぬが、諸書目の中から、類似の書名を索せば、

季仁壽易詩春秋四書衍義字山甫・竜泉人・元季婺州教授（清黃虞稷撰千頃堂書目）

孟子衍義十四卷 失名（清倪燦・盧文弼撰補遼金元藝文志）

孟子衍義十四卷 不詳撰人（清錢大昕撰補元史藝文志）

四書衍義 丘潮著（明王圻編統文獻通考經籍考・朱彝尊撰經義考 經義考丘潮を丘漸に作る）

孟子衍義十四卷（明焦竑編國史經籍志・經義考）

元板読晦庵集解衍義十四卷二冊（清宋定国・謝星纏撰國史經籍志補）

林氏士元孟子衍義未見陸元輔曰士元賈山人正德甲戌進士 周氏焱四書衍義佚（經義考）

以上の如き書名が拾える。併し、宣賢が引用した「四書衍義」が右の著録本のいづれかに該当するのか、それとも別本なのかは詳かでない。偶々渡来した元版か明版であろう。当時は輸入の唐本はその質を問わず、俗本でも珍重された傾向が強いといつても、宣賢としては当時入手し得る限りの注釈を博く渉典する態度をとったものである。

本書は以上の如く、新古注を綜合する極めて周到なる用意の下に、博引傍証、しかも錯雑に流れず、その整裁を正しくし、極めて平易明快なる和文に咀嚼した力能は驚嘆すべきである。本書に独特の獨創性を期待することはできぬにせよ、孟子に対する新古注両様に亘って、漢代より宋明に至る注釈全般に亘る摂取消化の功は見事に成就されている。本書は我が国に於ける孟子注釈書の伝存本の権輿であると共に、名実共に室町以前の孟子講究の集大成である。

二 清原宣賢講述孟子抄

京都大学附属図書館蔵〔近世初〕書写本十四卷五冊

青緑色表紙（二六・九×二〇・五糎）。字面高さ約二二糎。每半葉十二行。尾題「孟子抄」。寄合書。

竜谷大学附属図書館蔵〔室町末〕書写本十四卷七冊

茶褐色表紙（二六・五×二〇・五糎）。題簽に「孟軻抄」と題書。ほとんどの二手の寄合書。字面高さ約二二・五糎。每半葉十三行。朱句点朱引朱勾点を附す。

京都大学附属図書館清原文庫蔵〔元和末寛永初間〕刊古活字本十四卷（卷一—四欠）五冊

栗皮表紙（二九×二一糎）。首に「船橋蔵書」の印。雙辺（二二・五×一六・八糎）無界。每半葉経文九行十八字注文抵一格小字雙行十八行各行字数不等。版心、大黒口、「孟子抄（卷数）（丁数）」。朱句点朱引の書入が施してある。卷末の刊記に、「於洛陽本能寺前開板」と。本古活字板は現在他に所在を見ないが、震災焼失前の東京大学図書館には、その「和漢書書名目録増加第二」によれば、完本があった様である。本活字版には経文を全載してある。

建仁寺両足院蔵〔室町末〕書写本零卷一冊

本文共紙表紙（二三・五×一八糎）。表紙左肩に、本文とは別筆を以て「孟子古註序鈔」と墨書。字面高さ約廿一糎。每半葉十三行。朱句点朱引を加う。卷首に「靈源」、尾に「竜仙」の印が見える。靈源院は竜山徳見を開基とする建仁寺の頭塔で、江戸時代から両足院に併合された。「竜仙」は古林（改一枝）竜仙で、靈源院第十三世である。

本写本は題辭と卷一梁惠王篇首章のごく卷初の部分までを含む零本で、足利衍述氏は「清原宣賢の一講には非るか

と思へど的確には定め難し」(八七二頁)と言われたが、明かに宣賢抄で、元來全卷あつたのかもしれないが、失われて僅か十五丁遺つた殘闕である。

本書はゾ式の室町独特の抄物文体で綴られた注釈書で、講義の聞書筆録を整理した抄であることは明瞭である。本書には講師の名を明記しないが、次の如き本文中の記事から清原宣賢の講義の聞書たることを立証することができる。卷九万章篇上の万章問曰詩云の章の「象曰鬱陶思君」の句の注文の中に、「宣賢私云世説曰舜彈五弦琴云々」と。また、卷十万章篇下の首章の趙注の「故數章陳之」を解する箇所にも、「宣賢私云左十宣九伝陳靈公云々」と。これは清家の先人の抄に宣賢が追補した意味と解せぬでもないが、本抄は宣賢の抄と目しても支障はあるまい。本書は文体が聞書体に変っている外は、實質上は前掲の宣賢の自筆稿本の抄と趣旨を同じくし、内容上宣賢ならではなし得ぬ風格を有する。たゞ、本抄の京都附属図書館蔵写本にのみ、卷六滕文公篇下の孟子謂戴不勝曰章の、「孟子謂戴」の標記の左に小書で、「自此以下至終宣賢」という傍記が書写してある。この傍記は何と解すべきであらうか。それより前の抄の部分は、宣賢ではない清家の先人の抄で、この章から以下終末までが宣賢の抄という意味であらうか。それ以前の所とそれ以後の部分とは文体その他に於て、調子が一貫していて、殆ど断続を見出さず、同一人の講述のように思える。この点については後考を俟ちたい。宣賢の經書の抄には学庸・論語・孝經・書・詩・左伝のいずれにも、大別して自筆稿本の聴塵類と口義聞書類の二系統が伝わる。前掲の自筆稿本系の孟子抄と本孟子抄との関係は、宣賢の他の經書抄に於ける夫々の二系統間のそれと全く同じである。それを更に詳しく考察する為に、本抄から前掲本と同じ箇所を引用して、両本を比較することにする。

曰敢問——夫子ハ孟子ソ、孟子ノ心ヲ不動ト、告子カ心ヲ不動トハ、何タルゾ、キ、タイソ、問ソ、告子曰——孟子ノ告子ノ言ヲ引テ云ソ、人ノ有ウカ云詞ヲ聞テ云ヤウハ、心ニヲモフ事^ヲ、詞ニ云物チヤ程ニ、善事カナクハ、心モ惡ト思ワウソ、心ニ思フ事ヲ、詞ニモ云ラウ、サテ、心モヨウモナイ物チヤヨ、詞モ惡イ程ニト思フソ、口ニハ善ヲ云ハネトモ、心ハヨイ物テコソ、有ラウト、ナ思フワヌ、又心ニヨイ心カナイハ、氣ニモヨイ氣ハ有マイ、氣カ怒レハ、心モ怒ルヨ、サウアレハ、又貞ノ色モカワルソ、氣カ、ワルソ程ニ、心モ驚動スルヨ、カウ告子カ云タソ、不得於心——是カラ、孟子ノ詞ソ、心カ悪クハ、氣ニモ善ナシト思ヘト云ハ、サウチヤカ、言ト心トハ相違スル事カ有ソ、是ハイワレヌソ、是ハ告子カ誤リト評シテ云ソ、是ハ十一卷ニマ々ノコトカワ□カキコユルソ、コトハヲ不知ハ義ヲモ知マイソ、巧言令色ト云モ、心ト詞ト相違スルソ、可者亦僅可^ニ而有^レ所未^レ尽之辭耳、^{コトハ}注告子——人ノ心ヲ、ヲシハカラヌヨ、詞ニ云タヲ、其ノ詞ノ如クスルソ、其時ノ興ニソ、云ツラウト思フ心カナイソ、注人有不善——心ニハ、ヲモワネ共、上ヲソシリナトスル事モ有物ナレトモ、言ニ出レハ、ハヤ怒ルソ、注告子知人ノ心ハ、ソテモナウテ、氣ヲ和ケ、詞ヲ飾テ云ヲ怒ル、是レハ道理ノ純賢ト云ハ、不^レ動^レ心^ヲ、一ハ賢ナソ、全クソロウタ賢テハナイソ、ノコリハ賢ニナイソ、ソウヲニシテ云タソ、下文、知言養氣、其根已安於此、告子不得於言、即不求其理於心、是不知言也、不得於心、即不求其助於氣、是不養氣也、孟子告子其不動心之名、雖同、而其所以不動心之本、則相反、而全不同者在此、語錄、告子天資剛勁、力能堅忍固執、以守其一偏之見、觀其論性數章、理屈詞窮、則屢變其說、以取勝、終不能從容反覆、審思明弁、因所言之失、而反之於心、以求至當之歸、此其不得於言、而不求諸心之驗也、夫志——志ト云ハ、心ソ、心ノ先ニ発スルヲ志ト云也、^{師、以下同シ}師ト云ハ、將師ト云テ、合戦ノ大將ソ、氣ハ身ノ内ニ充滿シテアル者ソ、歩卒ニ喩タソ、人ハ心

カ干要ソ、主人公ソ、心タニタ、シケレハ、氣ハソレニシタカウテ行者ソ、サウシテ、氣カ和スレハ、四体モユルシ、氣カ不和ナレハ、四体モシ、マルヤウナリ、〔在カ〕注カウスル事ハ、ナラウゼカ、セウカセマイカト、思ウハ、念慮ソ、其ヲ、カセウト定ル処ハ、志ソ、喜怒哀樂愛欲ノ七情カ無窮ニ変シテ行ハ氣ソ、夫志至——志ノ將師カ先キ立テ、氣ノ歩卒ハ跡ニツ、クソ、志ニ腹ヲ立フト思ヘハ、氣一其ニシタカウテ行程ニ、志カラ氣ハ乱テ行者ソ、喜怒哀樂ハ歩卒ノ如シ、氣也、志ハ大将ノ如シ、心也、告子カ心ハ、喜怒哀樂ハ外ヨリ来ル義也、分別スル仁ノ心ハ内ナリト思ヘルヲ、喜怒哀樂ノ義モ心ノ内ヨリ出ルト云事ヲ云顛シカタメニ、將師歩卒ノ喩テ以テ云ソ、仁内義ハ外ト云論カ、十一卷告子ノ上ノ篇ニクワシクアルソ、義ト志ト一ナル事ヲ、コ、テ示ソ、故曰——コ、カ大事ソ、末云人因当敬守其志然亦不可不致養其氣云々、サルホトニ大将カ肝要ソ、志ヲ正シテイキ、氣ヲミタルナソ、既曰——志ハ致レリ、氣ハ次ソト云トキハ、志ト氣トハ一モノニ聞ヘタルカ、又持_二其志_一無_レ暴_二其氣_一ト別々ニ云処ニ不審ヲ立テ問ソ、曰志壹——志壹トハ、志定ハ、志ニ氣カツカワル、ソ、氣カ專ナレハ、又志カ氣ニ動サル、ソ、ウレシイト思フ事アレハ、氣ヲモ動サルソ、又氣——ナレハ、又動志アルソ、ニカ合点スルカヨイソ、志ト氣ト合躰ノ処ニヲイテハ、動ク事有ヘカラス、此時ニヲイテ、万事ナラスト云事有ヘカラス、將師ト歩卒ト一ツニスル時節也、故ニ説_レ志最緊要_{ナリ}、氣亦不緩、故曰志至_レ氣次_ク、持_二其志_一、曰無_レ暴_二其氣_一

程氏曰志動氣者什〔九〕氣動_レ志者什_一、タトヘハ大将カ惡テ、歩卒ノ乱ラル、事ハ十二九也、歩卒カ乱テカラ、大将ノ惡イ事ハ十二二也、志ノ惡イテ、氣ヲ乱ル事ハ多ソ、氣ノ乱テ、志ヲソコナウ事ハマレナソ、今夫蹶——走テ蹶トハ氣也、逆下_リナル坂ナントヲ行トキニ、此ニ止ヘキ物ヲト思フハ心也、此特ハ氣カ專ニシテ止ヘキ物ヲト心ヲ動スソ、敢問——曰我知——杷柳浩然四辞トテ、六借イ事ソ、知言トハ尽心知性ソ、論語ノ

知言ト云ヨリモ六借ソ、凡天下ノ言ニヲイテ、理ヲキハメスト云事ハナイソ、是非得失ヲ知ラスト云事ハナイソ、六十而耳順ト云ト同、人ノ言ヲ出セハ、ヤカテ理ノ源ヲ知ソ、浩然ト云ハ、知言ノ上ニコモツタソ、人ノ辞ヲキイテ、是非ヲヨク知ハ、コチノ義理昭タライテハ、シレマイソ、浩然氣ハ、朱云盛大流行之貌、流行ハ人ノ行住座臥ニハタラク処ソ、輔氏曰、盛大言ニ其体、流行言ニ其用、養ト云ハ、人欲ノ私ヲハライステ、本性ニカヘルヲ養ト云也、氣ト云ハ前ニ氣ハ体シ充也ト云タモノソ、敢問——知言ヲ前ニ云ヘキヲ、マツ浩然ノ事ヲ問タハ、先ニ氣ノ事ヲ云ホトニ、ソレヲ問也、曰難言——浩然ノ氣ト云事ハ、詞ニ演テ輒ク云ヘキ事ニテハナキ也、至大ト云ハコレヨリ大ナモノハナイ、是ヨリ上ノナイ時ニ、至ノ字ヲ用タ、至剛モ同事ソ、是ヨリ剛ナ物ハナイソ、至大ハ限量ノナイ方ソ、至剛ハ不可屈撓ニ方ソ、充塞弥滿乎天地間而無有間斷之者矣、以直コノ至大至剛ナモノヲ正直ヲ以テ養テ、マツスクニ養タテ、イロイソコナハスハ、其功力天地ノ間ニ塞ルソ、程氏曰天ト人トハ一也、吾果——天地之氣無処不到、无処不透、是他氣剛、雖ニ金石也透過去、天地ト一ツノ氣チヤソ、善ヲ養ヘハ、天地ニ充滿ル、私ノ意ヲ以テ、ヲ、イカクセハ、其徳ヲ施サヌソ、注貫洞——イカナスコシキナチイサイ処ヘモ行ク、又神明ニモ詞ニアラハシテハ難言ソ、滋蔓ハシケクハヒコルソ、其為氣——配ハ合也、合テ助ル心ソ、タトヘハ妻ノ夫ニ配スルヤウナソ、以此配彼々ヲ助ルモノソ、理ト氣ト相ハナレヌモノソ、氣ハ理ヲ為主、理ハ氣ヲ為輔ソ、道トハ天理自然ノ道ソ、義ト二ツニ配分シテヲイテ、仁義ノ大道カ行ルレハ、浩然ノ氣カアラハルソ、无餒トハ不食ヲ云、義ト道トヲ以テ助レハ、五蔵ニ充滿シテ有程ニ、物ヲ食シテ飢事ノナイヤウナソ、キハマル事カナイ、若又道カナケレハ、体ニ充滿セヌホトニ、飢ルヤウナソ、道ト義トハ、道ハ体ヲ云、義ハ用ヲ云、義ハ其一事テアルモノソ、父ハ慈アルヘク、子ハ孝アルヘク、君ハ仁、臣ハ敬ノ類ハ義

也、其孝茲^{〔慈〕}仁敬アルユワレハ、道ト義トノ二ハ皆理也、本体ヲ以テ云ヘハ、理カアツテ後ニ氣カアル、理ノ行ハ
ルルユヘハ、又氣ニヨツテ為質也、以大言^ハ之、則道ヲ明ニシ、義ヲ集メテ後ニ浩然ノ氣ヲ生スル、サウシテ、
義ト道トハ、コノ義ニヨツテ行ハル、ソ、畢竟シテ、コノ三ハ上下体用ノ差別ハアレ共、渾合シテ无^レ間也、注
包落ト云ハ、包ハ天地ヲヒツ包ニタル心也、落ハ洛ノ心テ、アツマリタマル方ソ、洛陽ト云モ、諸人ノアツマル
方ソ、落居落村モ人ノ所聚居ソ、屯落聚落同之、是集浩然ノ氣ハ、義ト雜テ内ヨリ生スルソ、義カヲソウテ取ル
テハナイソ、告子カ義ハ、外カラ来ルト心エタホトニ、喩ヲトツテ、丑ヲサトスソ、義モ浩然ノ氣トツレテ生ス
ルソ、仁義ハ二ナカラ、心内カラ交テ来ソ、襲春秋襲廿三年秋齊侯伐^レ普、冬齊侯襲莒、注^{〔誠〕}輕行掩其不備、曰襲
因伐晋還襲莒、鐘彭ヲナラサスシテ、忍テ敵ヲ討取ヲ襲ト云、コノヤウニ、義ハ外カラ来テ襲テ、義ハ外ト云事
ハ、告子ノ上ニ委クアルソ、行有——行迹カ一モ義ニカナハネハ、快ウナイソ、仁義カタラネハ、浩然ノ氣モ、
ウヘテナイソ、食ニウヘタヤウナソ、近注ニ、慊ハ是也、行迹カ義ニカナハネハ、心カタンヌセヌソ、サウアレ
ハ、体ニ充ヌ処カアツテ、餒タヤウナソ、是ヨリ義ノ内ナト云フ用ソ、我故——告子ハ是ヲ知ライテ、義ハ心ノ
外チヤト心得タソ、仁義ハ胸中ノモノテ、行ヘハ、仁義ノ名カアラハレ、行ハネハ、胸中ニ収テアルマテソ、
朱云正ハ豫期スル也公羊伝僖二十六年ニ注三不正ハ不期也
告子カ義ヲシラヌ程ニカウ云ソ、必有事有^レ事トハ、養^イ氣集^レ義ヲ云ソ、勿正トハ勿待ノ心ソ、求メ正サイテ、
義ノアリノマ、ニ行ヘト云事ソ、仁義ヲ行ヘハ、必ス福ヲ得ルモノソ、サ云テ、福ヲ得ウト思テ、仁義ヲ行フト
思ヲハシモツナト云心ソ、ソレバ福ヲ得ウタメニ仁義ヲ行フモノテコソアレソ、勿忘トハ又福ヲワスレナシソソ、
勿助長トハ、福ヲ求メテ急ニ増長シテ行ハウトナ思ソ、一義ニ事トハ、何事テマリ、アルヘキニ兼テカラ、先推
シテ仁義ヲスルハヨイ、助長ハニハカニ仁義ヲタスケ長シテ、アハテ、スルハ、宋人ノ苗ヲヌイタヤウナト云也、

注汲々ハ不休息^{〔真〕}、又勤急^{〔真〕}白ソ、福ヲ待ハ德利ヲネカウタ物テコソアレ、无念无相^{〔想〕}ニ仁義ヲ行ヘソ、必ノ字ヨリ正ノ字マテ、七字ヲ趙氏程氏ハ一句ニシタソ、尤是也、或義ニ、心ノ字ヲ上ヘ付テ、八字ヲ一句ニモ心エタソ、是義又通ス、无若——前ト同シ心ヲ以諭云ソ、宋人ハ愚痴ナモノソ、吾苗ハ人ノヨリ生長セヌト思テ、一々ニヌキアケタソ、ケニモ一日ヌキアケタホトニ、チヤウトクタヒレタ、芒々——ツカレ倦タ貞ソ、其人ハ家人ソ、チヤウトクタヒレタト云、其子カアサマシイト思テ、行テミタレハ、悉クカレタソ、天下——孟子ノ眼カラハ天下ノ者ノ、来ラヌ福ヲ求ルハ、苗ヲヌク物ト同モノソ、以為——又是ヲヤミ入テ、吾疲労ハ天道チヤト云テ、打ステ、何トシタリトモナルマイト云テイルハ、草ヲモトライテヲクホトノ事ソ、是ハ人々ノトラヌソ、助之——助マスモノハ、握^{〔悟〕}苗モノソ、益ニタ、ヌ事ハカリテハナイ、苗ヲ損スル道ヲスル事ソ、注浩然ハ安也、静也、
(京大図書館蔵写本による、句点は筆者の補記)

本抄は前掲の自筆稿本の抄に比すれば、右の引用文からわかる通り、講義の聞書の性質上、諸注原文の引用が著しく減少している。併し、彼に無くて、此に新に引かれたものも見出す。引用文こそ省略されること多いが、その代り、仮名の抄に至っては、本抄の方が講釈が更に平易にして且つ委曲を尽しているように思う。本抄は自筆本を講義の台本ノートとして口述したらしいことは、両書を対照する時、詞章の順序の先後出入の差はあっても、文章の相似、比喩の一致の点からも、明瞭に判断できる。自筆稿本は自ら筆を執った、言わば正面きった学究的な著述であったのに比し、本抄は講筵の口述という性質にもよるが、彼よりも遙かに暢達適意の風が全巻を貫流している。

卷八離婁篇下の「孟子曰天下之言性也則故而已矣」は、集註に於ては性理の本質にふれた哲理論を精細に展開した所であるが、本抄は冒頭に、

是カラ下ハ小六借候、近注ニモ小ムツカシウシテ候、サウ云ヘハ、云レヌ程ニ、センヲ取テ云ソ、と前置きを述べて、先ず聴者の氣持を柔げた上で、さりげなく難解な朱子の哲理をさらりと注し下して理解せしめる、心にくい程の老練な講義ぶりを随所に反映せしめている。

自筆本の抄が既述の如く、永正十三年から翌年にかけて知仁親王への進講の際の壮年時代の著述であるが、本抄は更に円熟の氣味を増していることが見られるので、恐らく、享祿三年（五六歳）能州畠山左衛門義総邸に於ける、或は天文元年（五八歳）若狭小浜栖雲寺に於ける、又は天文十五年（七三歳）越州一乗谷に於ける晩年の講義を基礎にした聞書ではあるまいか。本書にあつては、清家の師講師説に言及することは自筆本より多い。

卷六滕文公篇下の公孫丑問曰不見諸侯章の「由是觀之則君子之所養可知已矣」の「君子」について、

コ、ニ君子ト云タハ、世界ノ君「子」ソ、朱文公ハ曾子ト子路トヲ指ソ、是漢儒ノ見ヤウカ、マシタゾ

と。卷十三尽心篇上の「孟子曰有為者、辟若掘井、掘井九軼、而不及泉、猶為棄井也」の章で、集註に「呂侍講曰、

仁不如堯、孝不如舜、学不如孔子、終未入於聖人之域、終未至於天道、未免為半途而廢、自棄前功也」と引くに対し、

近注ニ、アマリ入ホカナ説カアルソ、仁ヲスルモノカ、堯ニヲヨハス、孝ヲ行モノカ、舜ニヲヨハス、学力孔子

ニ及ヌヲ、云リトシ候ソ（京大図書館蔵写本はこれを上欄に標記し、古活字版はこの文なし）

と、呂希哲の言はあまりに穿鑿にすぎたと批評する。此は宋儒の見が、徒に高きにはしって、その評論がとかく刻薄苛責に過ぎる弊をよくついている。自筆本は新古両注の差異は両説を記して指摘するに止めるが、本抄は、このように進んで論評を加えた所がある。

本書はこのように前掲の孟子抄と密接な關聯を有し、表裏補足をなし、相互に両書を併せて、清原家の孟子学の全

貌を察することができる。

三 醍醐寺蔵孟子題辭抄

醍醐寺蔵〔室町〕書写本一冊

縦約十六糎程度、長さ夫々不整の紙片七葉を紙捻で綴じたもので、反故紙の紙背を利用して記され、書風は忽卒な走り書きで記され、内容から見ても、恐らく、講義を聴講したものが書き留めた聞書そのものであらう。この七葉は趙岐の孟子題辭に關しては首尾を存するが、本文には及ばない。本書は元來は孟子全卷に亘った講義聞書であつて、偶々序のみ残つた零簡にすぎぬものか、もとく趙序のみの抄で、此で完結と見るべきか、不明である。書名はないので、標題は筆者が仮に題したものである。卷初の箇所を引用すれば、

孟子題辭

孟子ハ此書名ナリ、題辭ハ序ト云意、趙氏尊^尚異、尋常序ト不書シテ——ト書タソ、題ハヒタヒナリ、額字同、舍屋ニ額ヲ打モ、何ト知シメンタメ、人ノ額ヲ見テモ、ソレ^レト知カ如、サル程ニ、題字ハアラワカス意ナリ、爰ニ趙氏注ト書タル本モアリ、ワルキ也、序ノ下ニハ、注ノ字不宜、「孟子題辭者トハ、自問自答ノ文勢ナリ、長篇ノ筆跡也、所以ヨリハ答ル意ナリ、孝經ニ、孝經者何也ト書タハ、キハト自問自答ノ文也

「指義トハ指起義理也、文辭トハ文言ナトナリ、「題号トハ、アラワシ口ヲ言意也、表ハ章也、標表同意、今ノ表ハ文撰^{〔選〕}ノ表ナト、云ニハ替也、「孟姓也ヨリ、此書ヲ孟子ト云謂ヲ云段也、姓氏族ノ字、日本ニハ、同様ニ用タレト、意カ皆チト替ナリ、又藤原ナト、申ハ、大和同家名ナリ、「子男子之トハ、尊モ卑モ、ヲノコ、ノ通稱

ナリ、「此書孟子トハ、此ニ有多義、昌黎ナトハ、非孟子自作^{ルニ}ト申サレタリ、続孟子ト云書ニモ、孟軻自著ニ非ス、弟子共孟子ノ云所ヲ書集ト申タリ、又宋儒ニ孟子ノ中、疑事ヲ削ラント申タルモアリ
子馬温公ノ疑孟子ト云書アリ、朱晦庵ハ、初ハ兩義共ニ心得テ、後ハ趙氏ノ如自著ト云説ニ付タリ、「故摠トハ、孟子ノ作ナレハ、摠名ヲ孟子ト申ナリ、其中ニ、依^テ事篇目ハ、又々ナリ、

「孟子鄒人也トハ、孟子ト云人ノ事ヲ書出ス段也、鄒ハエン州ノ^{アカタ}県也、「名軻字則未聞トハ、史記ノ列伝ノ中ニモ、不^レ記^レ字、今趙氏モ未聞ト云也、サレトモ、余ノ書共中ニ、出^レ字也、子車トモ、子輿トモ、子キヨトモ見タリ、「軻ハ、轆トテ、車ノ折タル処アテ、不^レ行姿ナリ、埒トモ坎トモ書也、何モ目出モナキ字ノ付タルハ、孟子ノ世ニ不遇ヘキ謂也、蘇轍蘇軾ト親ノ付タリシモ、子ノ成立ヲ見テ付名ナリ、

「鄒^ハ本春秋トハ、春秋トハ、魯ノ隱公元年ヨリ哀公十四年マデノ間也、鄒ハ本邾子云シヲ、春秋經ニ注サレタル国名也、殊人カ都移シテ、後改鄒ト申タ也、此例多云々、

「非^{トモニハ}魯也説有トモ、ワルキ也、チト日本ヒタル説ナレ共、非ナリ、魯ナリト説カ好也、「今鄒県トハ、指後漢時^ニ也、(句点筆者補記)

本書に説く内容は殆ど前掲の清原家の抄のそれに合致する。右の引用の中に、「鄒本春秋邾子之國、至孟子時、改曰鄒矣、国近魯、後為魯所并、又言、邾為楚所并、非、魯也」を、「魯ニ非ザルナリ」と読むのは間違で、「非ナリ、魯ナリ」と点すべきだと主張しているのは、宣賢も、

又言鄒・一又一説ニ、邾国ヲ、楚ヨリ、取タルト云義ノアルハ、非ナリ、シカト魯ノ内也、今魯国ニ、鄒県ト云処カ、邾ノ事也ト云、関東ノ学者カ、非^レ魯ト^ニヨム事アリ、其心ハ、邾ハ楚ノタメニ并セラレタレハ、魯ノ内ニ

ハ非ト云、此説大ニ不可然、(中略) 邾ハ楚ニ并セラレタリト云ハ、非也、ソレハ、一旦楚ニ魯カ、并セラレタルニテコソアレ、別ニ邾ヲ伐テ楚ニ并セタルニアラス、然レハ、非也ト読ヘシ、魯也トヨミテコソ、今鄒魯是也ト云ニ、文章ノツ、キモ次第スレト云、殊ニ考烈王カ魯國ヲ伐シ事ハ、孟子以後ノ事也、孟子ノ時分ハ、楚ヨリ魯ヲ伐事ナシ、

と述べているのと一致する。宣賢が引用した「四書衍義句解」については既述の通りであるが、本書も同書を引用し、且つ訓点の異同について触れている。即ち、「可以崇高節抗浮雲」の点に関し、

抗浮雲トハ、句解ニ抗フセクトヨム、浮雲ハ、侖吾ノ如浮雲也ノ字也、如浮雲ハ、キラウ方也、此説不好、只高キ用処ニテ、抗タクラフルカ宜也、

と云う。宣賢曰く、「德行ノ高キコト、浮雲ニモタクラヘツヘシ、抗浮雲ト云ハ、高シト云ハンタメ也」と。宣賢の手写手点本の孟子には「浮雲に抗タクラツベシ」と点してある。「孔子自衛反魯然後樂正雅頌各得其所」の句に對し、本書は「樂正シテト読ナカラ、正シト読切ル点好也、雅頌ハ下ニ付テ可見」と。宣賢手写手点本には同じく「樂正カクダシウシテ、雅頌」と訓ずる。「又有外書四篇性善弁文說孝經為正」の句に関し、

外篇トハ、別ニ四篇アルナリ、一書ノ中ニ、内外ヲ分ニ不也、性善、弁文、說孝經、為正ト句ヲ切ハ、家伝ナリ、是カ好也、後ニ唐土ヨリ来□ニ如此云々、句解ノ意ハ常ノ□
と述べる。宣賢は自筆稿本孟子抄に於て、

其四篇ノ名、性善篇弁文篇說孝經篇為正篇ナリ、四書ノ衍義ニハ、性善弁、文說、孝經、為正ト句ヲ切歟、此説非也、近ク渡タル玉海ト云書ニ、墨ヲ以テ、句ヲ切レリ、其義ヨシ、可用之、性善、弁文、說孝經、為正、玉海

以墨丸切之如此（口義聞書系孟子抄は「外書トハ此外ニマタ別ニ有ソ其篇ノ名ヲ云ソ四書ノエンキ句解ニモ性善。弁文。説孝経。為正ト句ヲキリテ四篇ソ」とあって、衍義も清家点と同じ如く記す。恐らくは誤写あるか。）と記し、宣賢手写手点本もこの通りの点が附してある。

以上のように、本書は悉く清家の説と合致し、特に右の引用文に「……ト句ヲ切ハ、家伝ナリ、是カ好也」と称している所から見れば、本書の講述者は清原家の人か、少くともその系統の人と考えてよいようである。

室町以前に成立した孟子の注釈書として、筆者が捜し得た現存本は、以上紹介せる三種にとどまって、その全ては清原家乃至はその門流の講に成る。勿論、当時この外に孟子抄があったものと思われるが、その伝を失ったのか、未だ発見されない。清家以外の系統の孟子講究については残念ながら資料に乏しくその実状を詳になし得ない。岐陽の四書集註の加點講義、その流れを汲む桂庵・文之と続く所謂薩南学派に関しては、寛永板の所謂文之点四書からその面影を僅に想察し得るのみである。足利学校の孟子講は、同校の孟子古写本に記された訓点と書入とから、その様子を幾分推測できる。それ等の考察は孟子古写本の諸本を考証する別稿に詳述を譲ることとする。足利学校の孟子の講義も要するに傾向としては、清家のそれと大差なく、趙注を主とし、正義を併せ用い、朱注を中心とする新注類を参照折衷したらしく、たゞ清家に比し旧注が主となつて、新注への意慾は消極的であつた模様である。

結

室町時代の論語孟子の講読に関しては以上論証した如く、大体に於て、旧注を主体としながら、時代の下るにしたがつて、新注に傾倒しそれを採用することが益々多く、新旧折衷である。しかも経学界の中心となつた清原家の抄を

見る時、それは単なる量的な折衷ではなく、訓詁字義の点では旧注を多く襲用しても、義理肝要の点、その思考態度に至っては、朱注によることが多く、確に足利衍述氏が「業忠宣賢二博士の講義を見るに、精彩ある所は、新注に拠れる所のみなり。」と評された通りである。

当時の注釈書は要するに新古いずれの注によるにせよ、既成の権威ある注の忠実な祖述敷衍にとどまって、自主的に自ら考え、自得せるところの独創力を發揮したのではない。併し、こゝに注目すべきは、それが平易な和文を以て著述されたことである。南北朝以前のかゝる注——その数は極めて少いが——は全て原注を節略抄録して漢文を以て記すのが習慣である。それが仮名文を以てなされたのは、その講読の要求が著述ではなく、講筵という講者と聴者との関係から始まったからである。世の外典への関心と欲求が高まるにつれ、外典の講釈を要望することが多く、聴講者は後日の備忘用にその講義を書き留め、こゝに聞書が成立する。講義の口述筆記であるから、その文は当時の口語体に近いものになることは当然である。それが次第に独特の講義口調の一文体が成立し、講義者が予め準備する講義草案、或は転じて講義を直接目的としない注釈書の著述に際しても、この独特の抄物体を以て叙述することが習慣となった。それ等はいずれも当時の啓蒙的要求に副い、その目的に応じたものである。和文を以て注釈書を撰述したことは裏面に於て、漢文の作文力が一般に退化しておいたという事情も考え合せねばならぬ。併しながら、和文を用いた事情の外形の動因制約が何であろうと、結果に於ては極めて重要な幸慶を我が文化史上に齎したのである。

当時の仮名抄の中には現代の受験参考書の口語訳程度の類もかなり多い。併し、一条兼良の四書童子訓、清原宣賢の抄物の如きは平易な文章といっても、決して卑俗浅薄ではなく、質に於ても格調が高く、学術的価値に於て、江戸初期に再び現れた啓蒙書たる林羅山等の諺解類に比して、決して遜色を見ない。此等仮名抄が生き／＼した国語を以て

注釈を記し、宋学の哲学論の如きも委曲を尽して、きめこまやかな大和言葉に現わされたことは、それが大陸注の祖述であったとしても、それが我が精神生活に具体的に消化され、血液化され、肉体化されたことを端的に示すものである。事実以上紹介した諸抄の内容を察する時、新古注共にその祖述敷衍理解消化の点では殆ど完全の域に近づいておる。我が国に於ける宋学の摂取は実質的には江戸時代に始まる如く普通考えられるが、程朱学の摂取理解は清原家の抄物を考える時、かなりの水準に達し、それが年代上従来の定説よりは遙か古く溯って実現されたことは上記の東山御文庫本論語抄等の考証の通りである。室町時代に於ける經書講読の努力と実績がなければ、江戸時代に於ける輝かしい儒学の成果は見ることを得なかつたであらう、以上の仮名抄に於て、その和文の中に、江戸時代の獨創的な儒学が胚胎していたことを主張したのである。

中世の所謂暗黒時代の文運を維持し、漢学の中心となつたのは、五山文学と呼ばれる五山の叢林であることは通説となつてゐる。宋学の摂取も、五山が中心で、清家の如き博士家はその後塵を拝し、その趨勢におされて旧注の墨守を守りきれず、新注をも参照するに至つたと、宋学或は儒学界に於ける博士家の地位を甚だ消極的且つ低く評価するのが従来の見方であつた。この説は少くとも經学に関する限り無批判に看過するわけに行かぬ。宋学そのものゝ移入は初め禅僧の手でなされたにせよ、經学に於ては、五山衆より清家の方が宋学の享受採用には遙に積極的である。經書に対する態度がともすれば五山衆が作詩作文の補助手段に墮する傾向が見えるのに比し、清家が儒本来の態度に立たうとする徴を示し、經書の学識理解の点に於ても、清家は五山衆とは格段の差を示している。室町以前の經学史上に於ける五山衆と清原家との地位と価値とに対する従来の評価は當を得たものではないことを特に強調したのである。

附記 本稿に紹介した貴重なる典籍の閲覽及びその全巻の撮影を快諾された所蔵者各位に深く感謝の意を表する次第である。